

うきは市告示第56号

平成29年第5回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成29年11月29日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成29年12月8日(金) 午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君	鏑水 英一君
熊懷 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
諫山 茂樹君	岩佐 達郎君
大越 秀男君	高山 敏枝君
三園三次郎君	藤田 光彦君
櫛川 正男君	

---

○12月11日に応招した議員

---

○12月12日に応招した議員

---

○12月13日に応招した議員

---

○12月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成29年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

平成29年12月8日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成29年12月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第75号から議案第94号まで20件、陳情第2号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度うきは市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第8 議案第77号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第78号 平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第79号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第80号 平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第81号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第83号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第92号 うきは市農村地域工業等導入地区及び企業立地の促進等による地域に対する固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第93号 うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 陳情の委員会付託(陳情文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第75号から議案第94号まで20件、陳情第2号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明

- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成29年度うきは市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第8 議案第77号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第78号 平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第79号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第80号 平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第81号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第83号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第92号 うきは市農村地域工業等導入地区及び企業立地の促進等による地域に対する固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第93号 うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 陳情の委員会付託（陳情文書表）

---

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鏑水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君
総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
うきはブランド推進課長			田籠 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	権藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	高瀬 将嗣君

---

午前9時00分開会

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。ただいまから平成29年第5回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に7番、江藤芳光議員、8番、伊藤善康議員を指名します。

---

日程第2. 会期の決定について

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月8日から12月19日までの12日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月8日から12月19日までの12日間に決定いたします。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しております諸般の報告文書をごらんください。

10月3日、福岡県南市議会議長会が開催されました。

以下、各会議等が開催されましたので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、ごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） おはようございます。議員の皆様には、常日ごろより市政運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本12月定例会は、条例の制定や補正予算などに関して御審議をお願いするわけではありますが、第4回定例会以降、本日までの重立った事業等につきまして御報告をさせていただきます。

実りの秋、スポーツの秋、文化の秋ということで、市としましてもさまざまなイベント等の取り組みを行ってまいりました。議員の皆様には積極的な御参加をいただき、ありがとうございました。

まず、JAにじ管内の本年の農作物の状況についてお知らせをいたします。

平成29年産水稻の作況につきましては、5月に降雨がなく、中山間地域においてはため池が枯渇し、田植えが大幅におくれた箇所がありました。7月の九州北部豪雨におきましては、冠水や土砂が流入した圃場、また水路が分断され圃場に水が来なかった箇所などでは生育が抑制されるといった影響もありましたが、梅雨明け以降は気温が高かったことから、生育は旺盛でありました。9月以降の台風による強風と秋雨前線による長雨により倒伏等の被害が見られたものの、作況指数は県全体では102のやや良、筑後地域におきましても102のやや良となっています。

果物につきましては、本年は春先の天候に恵まれ、特に夏果実のブドウ、梨と平年並み以上の収量となりました。また、品質、味もよく、価格も高めに推移し、ブドウは過去5年では最も高い価格で推移をいたしました。柿は富有が現在出荷中ですが、柿全般で見ますと、全品種とも着荷量が多く、前年より約3割増の出荷となっています。価格は平年並みで推移しており、5月の少雨と8月の猛暑の影響で全体的に小玉の割合が高くなっております。秋雨前線による長

雨で一時的に品質面への指摘もありましたが、11月に入り天候も安定したことから収穫が順調に進み、終盤を迎えております。果樹全体では生産量は安定した年となっております。

9月には、今年度より初めての取り組みで、うきは市民大学において久留米大学の公開講座を実施いたしました。全5回から成る講座で、久留米大学教授などを講師としてお迎えし、うきは市の自然環境と歴史、筑後川流域の民話の謎といったテーマで郷土史についての講演をいただきました。

9月23日、第10回「うきはYOSAKOI祭り」が開催され、九州各地から参加した過去最多となる51チームが、吉井地区の3会場で迫力ある演舞を披露していただきました。

また、ことしは白壁交流広場において第4回うきはマルシェを同時開催し、県内外からお越しの多くのお客様にうきはブランドを発信する機会となりました。

9月28日、うきは市浮羽町田籠出身で宮城学院女子大学学長の平川新さんに7人目のふるさと大使に就任をいただきました。平川先生は東北大学大学院への進学を機に宮城に移り、大学院を修了後、東北大学助教授、教授などを経て、2014年4月から現大学の学長に就任されております。専門は江戸時代史で、従来の江戸時代論を見直す新説を次々と発表されるとともに、東北大学災害科学国際研究所の創設を主導するなど、防災にも造詣が深い方です。今後は、歴史の観点よりうきはの魅力を発信いただくとともに、うきは市の防災対策についても御指導いただくことなどを期待をしているところであります。

9月29日、九州北部豪雨で被災された方々への支援と、被災地の一日でも早い復興に役立てていただくために、朝倉市、東峰村、日田市へ義援金を贈呈いたしました。さきの議会におきましても御報告いたしましたとおり、9月から朝倉市に1名、10月からは東峰村に1名の技師職員を派遣しております。両職員は現在、災害査定にかかわる設計業務等に携わり、被災自治体職員をサポートしながら、一日も早い復旧に向けて日々業務に当たっていると報告を受けているところであります。

9月30日、白壁ホールで戦没者慰霊式が開催され、遺族を初め各界からの参列者が戦没者への哀悼の念を捧げました。戦後72年の歳月が過ぎ、戦争体験の風化が言われる中、市内中学校からも生徒代表が参加し、悲惨な戦争を後世に語り継ぎ、平和でよりよい日本を築いていくことを誓う式典となりました。

10月1日から8日にかけて、地方創生の取り組みの一環として、オランダ、フランスへ出張してまいりました。今回の出張目的は大きく3つあり、観光プロモーション、オランダとの文化交流、そしてフランスの農業視察という3点において、多数の関係機関との面談や協議、そして意見交換ができたことは、大きな成果となりました。

10月7日、白壁ホールにおいて地域と警察が一体で交通事故、犯罪、暴力団のないまちの実

現を目指して、「うきはの里安全・安心まちづくり市民大会」が開催されました。当日は、うきは市小・中学校PTA連合会による安全安心まちづくり宣言、福岡県警カラーガード隊、音楽隊によるアトラクション等も催され、参加全員で大いに防犯の機運を高めたところでございます。

10月8日、スポーツアイランドにて第13回うきは市民運動会を開催いたしました。毎年およそ3,000名の方に参加をいただき、市民の交流が図られ、盛会のうちに終了することができました。今後とも市民の皆さんのスポーツの振興と健康増進、さらには住民相互の親睦を図ってまいりたいと考えております。

10月19日、千年小学校の4年生が、吉井町の角間から上宮田橋の約800メートルの長野水道を木造船「千年丸」で下りました。この体験は、地元五庄屋の精神に学ぶ会の協力により毎年行われており、困難を乗り越え、かんがい事業を完工した五庄屋の偉業を学びました。

10月20日、JAにじの耳納の里で、ことし初めてフルーツ王国うきはの柿の開国式を執り行いました。8月に行われたブドウ、梨狩りの開国式で任命されたフルーツ王国うきは2017親善大使の7組も招待し、うきはの秋のフルーツ観光を大いにPRをしたところであります。

10月27日、フランス料理世界コンクールの日本代表として世界5位を受賞した、うきは市吉井町出身で兵庫県芦屋市のレストラン料理長、高山英紀シェフを講師にお招きして、ことしは母校である千年小学校の児童を対象に味覚の授業を実施していただきました。高山シェフには、子供たちと一緒に給食の調理や食事を楽しみながら、子供たちの食や料理への関心を育てていただきました。

11月3日から5日にかけて、白壁ホールを中心に、第13回うきは市民文化祭を開催いたしました。身近な芸術文化に触れる機会として、多くの皆さんに参加をいただいたところであります。この日のために練習を積み重ねた展示、芸能のすばらしさを伝える祭典となりました。

同じく11月3日から5日にかけて、一の瀬焼窯元6軒による、第34回「一の瀬陶器まつり」が開催されました。多種の陶器が展示販売され、家族連れなど多くの方に窯元めぐりを楽しんでいただきました。

11月4日、5日には、うきはアリーナにおいて「うきは祭り2017」を開催しました。ステージイベント、食と農と健康まつりなどの出店ブース、木育広場、そば打ち体験、屋外では、飲食バザーやふれあい動物広場で賑わい、うきはを丸ごと体験できる内容が盛りだくさんとなりました。また、友好都市の北海道枝幸町のほか、長崎県平戸市や群馬県下仁田町、各地区自治協議会などによるブースも所狭しと並びました。また、5日にはうきはウォーキングも同時開催され、市内、市外から多くの皆さんで賑わい、交流がさらに広がり、盛会のうちに終了することができました。

11月14日、福岡市中央卸売市場ベジフルスタジアムにて、檜原久留米市長、川原JAにじ

組合長とともに、うきは、久留米産の柿を初めとした地元農産物のトップセールスを実施いたしました。甘柿の生産量全国3位の福岡県にあって、耳納連山北麓に柿畑が広がる柿の一大生産地のうきは市と久留米市では、12月上旬まで九州管内を初め東京、関西に向けて出荷が続いているところでもあります。

最後に、県市長会、九州市長会についてであります。10月10日に、みやま市において第133回福岡県市長会が開催され、県内各市の抱える課題の解決へ向け、国、県に対して行う要望事項等について協議を行いました。

また、10月12日、13日には、大分県佐伯市において第121回九州市長会が開催され、まずもって本年7月の九州北部豪雨及び大分県を中心に被害を及ぼした台風18号による被災した自治体の市長より、現況報告及び復旧支援に対する謝辞が述べられました。また、昨年度発足した防災部会において、緊迫する北朝鮮情勢への対応や武力攻撃事態や大規模テロ等への対応の充実強化について、国がリーダーシップを持って実施することを要請することと決議をしたところでもあります。

以上、御報告をさせていただきました。

○議長（榎川 正男君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案上程

○議長（榎川 正男君） 日程第4、議案上程を行います。

議案第75号から議案第94号まで20件、陳情第2号1件を上程します。

---

#### 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（榎川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成29年第5回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしも残すところ3週間余りとなり、議員の皆様方におかれましては、何かと気ぜわしい状況かと思えます。また、7月の九州北部豪雨から約5カ月が経過したところでもあります。被災した朝倉市、東峰村及び日田市の災害復旧事業は、これから本格的な復旧工事が進められるものと考えておりますが、現在、うきは市としましては、職員2名を派遣し、一日も早い復旧へ向けての支援を行っているところでもあります。

日本銀行が10月10日に発表した地域経済報告によりますと、九州の景気は穏やかに拡大し



ているとなっております。また、11月15日に内閣府が発表した7月期から9月期の国内総生産、GDP成長率は、一次速報値によりますと、実質0.3%の増、年率にして1.4%の増となり、7期連続のプラス成長となっております。さらに、西日本新聞に掲載された九州経済に関する記事によりますと、九州・沖縄の実質経済成長率について、九州経済調査会は、2017年の実質経済成長率を3.5%とし、昨年12月の予測から1.6%上方修正し、全国の成長予測、政府予測1.5%を上回る高い水準となっているとしております。さらに2018年についても、九州・沖縄は好調な状態を維持するだろうと予測されているところであります。

このような経済情勢を受け、うきは市におきましても、地方創生の取り組みを初め、第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略、さらには、うきは市教育大綱等に位置づけられた事業の実施を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け、今後も取り組みを加速しつつ、引き続き事業を進めてまいります。

これらの計画戦略の実現に当たりましては、議会との連携が重要でございますので、引き続き議員の皆様のご理解、御協力を賜りながら事業の推進を図るとともに、将来像であります「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

これから年末年始を迎えるに当たり、議員の皆様におかれましては、何かと用務が重なり、公私ともに多忙な毎日にならうかと思いますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

さて、本日提案をしております議案は、条例案件5件、予算案件5件、人事案件1件、その他の案件9件の合計20件となっております。

議案第75号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

平成29年度うきは市一般会計補正予算（第3号）について、衆議院議員総選挙の執行に伴い、専決処分をしたので報告をいたし、議会の承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,181万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億9,545万5,000円とするものでございます。

歳入は県委託金1,181万2,000円の増額補正を計上いたしております。歳出は、総務費では、選挙費1,181万2,000円の増額補正を計上させていただいております。

議案第76号から議案第80号までは、平成29年度補正予算についてであります。

議案第76号は、平成29年度うきは市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,651万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億2,894万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市民税1億2,140万1,000円、固定資産税4,090万7,000

円、国庫負担金1,422万1,000円の増額補正と、国庫補助金1,020万4,000円、県補助金6,710万5,000円、基金繰入金1億8,287万8,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、民生費では社会福祉費5,587万6,000円、生活保護等対策費4,049万8,000円、農林水産業費では林業費3,215万円、商工費1,509万6,000円、消防費1,411万円、特別会計繰出金1,900万円の増額補正と、議会費1,096万7,000円、総務管理費1,514万円、農林水産業費では農業費1億5,939万7,000円、土木費では住宅費1,596万8,000円、教育費では保健体育費2,900万円、公債費1,150万6,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第77号は、平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,690万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、療養給付費等交付金395万円の増額補正を計上いたしております。歳出の主なものは、償還金及び還付加算金2,853万5,000円の増額補正と、後期高齢者支援金等156万5,000円、介護納付金183万5,000円、予備費2,183万円の減額補正を計上いたしております。

議案第78号は、平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,003万9,000円とするものでございます。

歳入は、財産運用収入14万9,000円の増額補正を計上いたしております。歳出は、学校費では事業費464万9,000円の増額補正と、学校管理費450万円の減額補正を計上いたしております。

議案第79号は、平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,848万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,482万4,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金200万円、他会計繰入金1,700万円、雑入408万3,000円、市債540万円の増額補正を計上いたしております。歳出の主なものは、総務費では総務管理費2,342万円、維持管理費792万8,000円の増額補正と、公共下水道事業費250万円の減額補正を計上いたしております。

議案第80号は、平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,499万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、他会計繰入金200万円、市債260万円の増額補正を計上いたしております。歳出の主なものは、浄化槽整備事業費476万8,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第81号は、農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員会委員が平成30年3月19日で任期満了となるので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

なお、この案件につきましては、平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法へ改正されたことによるものでございます。

議案第82号は、うきは市道路線の認定についてであります。

新設による市道路線の認定1件について、議会の議決を求めるものであります。

議案第83号は、字の区域の変更についてであります。

福岡県営農村整備事業による圃場整備、小塩地区において区画整理に伴う字界の変更が必要となることから、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第84号から議案第89号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第84号は、うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第85号は、うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定についてであります。議案第84号と同様、議会の議決を求めるものでございます。

議案第86号は、うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてであります。これも議案第84号と同様、議会の議決を求めるものでございます。

議案第87号は、うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定についてであります。これも議案第84号と同様、議会の議決を求めるものでございます。

議案第88号は、うきは市立総合体育館の指定管理者の指定についてであります。これも議案第84号と同様、議会の議決を求めるものでございます。

議案第89号は、コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。これも議案第84号と同様、議会の議決を求めるものでございます。

議案第90号は、うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

公職選挙法第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における立候補の機会均等及び候補者間の選挙運動の機会均等等を図るため、新規に制定するものでございます。

議案第91号は、うきは市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。

配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活をともにすることを希望する有為な職員の継続的な勤務の促進とワークライフバランスの推進を図るため、新規に制定するものでございます。

議案第92号は、うきは市農村地域工業等導入地区及び企業立地の促進等による地域に対する固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

上位法の改正に伴い、うきは市農村地域工業等導入地区及び企業立地の促進等による地域に対する固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正するものでございます。

議案第93号は、うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市立姫治小学校をうきは市立御幸小学校に統合することに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第94号は、うきは市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国の道路占用料の改定に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

---

## 日程第6. 委員会調査報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

ここで、各委員長に御協力をお願いいたします。調査報告につきましては、資料を配付していただいておりますので、できるだけ簡潔をお願いいたします。それでは、7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております委員会の調査

報告を申し上げたいと思います。

今年9月の第4回うきは市議会定例会におきまして、閉会中の継続調査申し出による所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により御報告を申し上げます。

今回は3件の報告になります。

まず1点は、集落営農の法人化についてであります。

今年10月2日月曜日午前10時から、同県みやま市役所のほうに視察に参りました。出席者は13人、委員会、それから、農林振興課課長、係長、この件につきましてはJAにじの営農関係職員2人、この件に関しては直接関係ありませんが、浮羽森林組合お一人、事務局、合わせて13人で視察を行いました。

調査の要旨でございますが、当委員会は、うきは市の基幹産業である農業の継続・振興——水田・果樹・中山間地農業を主たるテーマに位置づけて取り組んでおります。特に、農業者の高齢化、担い手不在、作業従事者の確保、さらには姫治地区における中山間地農業の維持・保全等々、今後、将来を鑑みるに、農業の実態は深刻さを増しております。

これらの実情を踏まえまして、ことし6月26日付日本農業新聞、福岡県みやま市の記事が大きく出ておりました。「集落営農100%法人化・37組織が年度内に」という見出しでございました。この記事をもとに、依然として進展しない、うきは市水田農業の法人化推進への契機に資するものとして視察を行ったところであります。

主な内容でございますが、みやま市全域に及ぶ集落営農法人化への取り組み、この一点に絞り、概要説明の後、現実的な質疑を行ったところであります。

時間を圧縮しますので、要点のみ申し上げます。

まず、法人化推進の戦略であります。

みやま市の場合、「どうにかして法人を形成」というスローガンを掲げまして、地区のイメージ図を作成し、提案をしたということであります。それから、法人設立への合意が得られない状況を前もって想定し、組合員の皆さんに法人化できない場合、こういうふうなリスクを背負うということを申し上げたのは、そこに記述のとおりであります。

その上で、法人化するみやま市の目的につきましては、もう同様でありまして、後継者がいない農家のための受け皿と農地等の環境保全、それから、組合員の高齢化や担い手不在など農地の維持管理が今後困難。そして、法人化により、これまでの農作業受託から農地の受け皿に進展、そういうことを、ここに重要なことを。

次に、目指す法人の概要、それから、農事組合法人の構成員の要件、法人経営の基本法人等と、ここに重要な事項を列記いたしておりますので、ぜひ執行部のほうは熟読をいただきたいというふうに思います。と言いながら、課長も係長も同席しておりましたので、大きく反映するものと

期待をいたしたところであります。

主な質疑等がございました。特に要点としては、みやま市の場合、法人化を推進する場合に補助を出しております。それぞれ法人化した場合については、奨励金として1法人に対して90万円を奨励金として支出をいたしておるということでございます。うきは市にはこの制度がございませんで、御検討いただきたいと思っております。

次に、その中で、JAにじのほうからの発言を申し上げます。

JAにじでは、17の営農組織があり、法人化に向けて勉強会、研修会を行っておりますが、問題は、代表者になる人がいないというのが現実のようでございます。

そこで、ここに回答でございますが、みやま市の場合は、三者——市、JA、普及センターで各地域に入り、各組織に法人化をいつまでにと期限を決めてもらい、スケジュールを逆算して進めたが、なかなか代表者になる人はいないという現実もありました。ただ、どこかが決まれば、やはり田舎の競争意識というものも戦略的に活用して、結果的に全体の法人化ができたということでございます。

ほかこの点については重要でありますので、いろいろ申し上げたいんですが、資料をお読みいただきたいと思っております。

それでは、所見であります。うきは市の水田農業は、市及びJAにじともに、以前から法人化計画を掲げていますが、平成24年度に浮羽町4組合が法人化に移行して以来、一向に進展の兆しは見られておりません。今回の調査に、市農林振興課長及びJAにじ営農課長に同行をお願いし、上記の今申し上げた議論を行いました。大変有意義であったというふうにいただいております。

いずれにしても、みやま市では市、JA、普及センター三者が一体となって各地域に入り込み、今後、将来の危機的なイメージを示し、法人化移行へのメリット等を農業者に説得して、期限を切って全域を法人化させた功績は大きいというふうに言っております。

最後になりますが、農業高齢者等の根強い「おらが田んぼ」へのこだわり、これはうきは市も同じであります。農業振興の障壁とする事実は否めませんが、みやま市農政部長の「5年後を待つほかない」という最後の言葉には説得力がございました。つまり、今、こういうこだわりの方々なかなか難しい農業振興の障壁になっておりますので、あと5年後に水面下であるべき農業体制の計画をしておいて、5年後、こういう方々が理解するような、次の時代が理解する時代になったときに、どんとやろうということの思いでございました。

以上がみやまの関係であります。

次に、林業等に関する調査。今年10月2日、これはみやまのその日ですが、宮崎県の諸塚役場のほうに参りました。ちょっと道のりが山の国道が相当時間がかかりまして、時間には

到達することができませんでしたが、予定どおりの調査が実施できました。

出席者が11人で、JAのお二人がお帰りになりましたので、11人となっております。

調査の要旨及び概要、今回の調査は、うきは市林業の振興に資するため、先進地における木材等の活用・普及実態を把握するとともに、環境の源である山林保全の実情を調査・研究を目的に、「森に生きる林業立国」として知られる宮崎県諸塚村を視察いたしました。

諸塚村は、山林面積が村の面積の95%が山林でございまして、シイタケ栽培発祥の地としても知られております。林業ではFSC森林認証を取得してございまして、これは、森林管理の質と持続性を第三者が評価する国際認定制度でございまして、平成16年に村と森林組合及び林業第三セクター、社団法人でありますウッドピア諸塚、さらには、一般林業を含めた村ぐるみで取得した認証でございまして、日本で初めてとされております。

調査では、村役場においてパワーポイントにより村の概要及び事業の概要等の説明を受けまして、浮羽森林組合の現状等を交えながら、質疑、意見交換を行いました。

翌日は、林業の主体をなす耳川広域森林組合、日向市ほか2町2村で構成ですけれども、その機軸は諸塚村でございまして。この諸塚にあります木材流通加工センター及びウッドピア諸塚——これは道の駅と同じようなイメージで結構です——の特産品販売所等を視察いたしました。

主な内容でございまして、この森林の規模ですけれども、拡大造林により民有林の人工林比率が67.5%を占めております。うち8齢級——これは36年生以上が63.6%を占める森林の状況であります。

それから、ここはモザイク林ということで、スギが約60%、シイタケの原木であるクヌギが約40%で造林してございまして、交互に縞模様の村独特の山林形成は、紅葉時期には見事な観光資源となっております。

次に、帯状複層林、これが新たな森林の育成の方式として広まりを見せているということですが、どういうことかということ、主伐する前に植林をして、同時に育てていくというふうな方式だということに理解をいたしております。浮羽森林組合もこの方式を一部とっているようでございますので、また詳しく知りたい方は勉強していただければと思います。

次のページに、林道網の整備。この村は林道が全ての集落を含めて機能的な役割を果たしております。行きどまりのない循環道路が整備されております。これは村内各道路網が全国でトップクラスということでもあります。

あと、それぞれにここに書いておりますので、お読みいただければ、わかりやすく記載をいたしております。

最後に、ここは九州一円に地元の木材を使った直産住宅、「九州の家は九州の木材で」をテーマに、九州地区限定の地域材による家づくりを目指して平成9年から事業を開始、これまでの成

果は、平成22年度までに250棟を超える「諸塚村産直住宅」が振興をいたしておるところであります。

最後に、林業の課題につきましては、何といたっても、うきはも全国的にそうですが、人材の確保と育成であります。これが一番メインのやりとりになりまして、お読みいただければ即座に理解できるというふうに思います。

それでは、最後に所見としてまとめております。

諸塚村は95%が森林という、まさに林業に生きる村そのものでございました。調査では、日向市ほか2町2村で経営する耳川広域森林組合の主体をなす諸塚支所における木材生産から出荷に至る一連の業務、特に全国に先駆けて設立されて第三セクター、木材加工センターに関心を寄せましたが、議論は今後、将来に向け、この広大な森林を誰が守るのか、要は将来の林業を担う若者の人材確保、育成に直結する処遇等に浮羽森林組合ともに重ねながら議論が集中したところでございます。

次のページに記載しておりますが、木材センターを視察いたしました。山を切り開き、広大な敷地に近代的かつ整然とした工程ラインが構築・整備され、ゆったりとした理想的な林業のあるべきを認識いたしました。しかし、民間識者からすれば、採算がとれているのかとの疑問の声もございました。これから急速に進むであろう人口減少は、農業ともに担い手の確保など危機的な現実問題と葛藤しながらも、あまねく生命の源である森林を守る必然上、公的機関による維持・運営は余儀なく、むしろ先々を見据えた事業のあり方とも考えられました。

また、特筆すべきは、期待される産直住宅にございました。「九州の家は九州の木材で」を村のスローガンに、あえて宣伝もせず、森と共生する環境に優しい家づくりは、福岡、熊本など都市圏を中心に徐々に広がりを見せており、うきは市が進める地域木材利用促進事業にも新たな刺激として進展を図る契機となすことを期待するものであります。

以上が諸塚村でございますが、この調査視察執行中に、森林組合の次長さんがお見えでございました。それで、話し合いの結果、まず、うきはの森林を十分知ろうと、委員会としてそういうことで話し合いがまとまりまして、組合長も快く、以前は議会と森林組合は年1回交流会を開いていたということが途絶えているということもございまして、初めて11月6日午後3時から、浮羽森林組合、それから、小塩笹の隈のうきは市有林の現場を視察し、意見交換会を実施したところであります。

この件については省略をさせていただきます。お読みください。

次に、最後のテーマでございます。

下水道接続に関する調査、11月16日午前中に実施いたしました。

調査の要旨及び概要でございますが、今回の調査は、これまでに継続して、一つは未接続事業



所等の接続推進、2点目が、住居等に接続しますが設置されているにもかかわらず未接続住居等の設置推進。次に、3番目に、中山間地域等における未設置の浄化槽設置推進、この3点についての調査を行いました。

この件につきまして、執行部のほうから配付された下水道と浄化槽に区分した全行政区ごとの設置、未設置データ資料をもとに検証を行いました。

検証においては、事業所等の総数870件のうち未接続は281件で、接続率は67.7%でございます。決算の成果表に出てくる一般世帯の接続率が70.6%でございます、一般世帯よりも若干低い数値を示しておるところであります。

今後の接続推進の方策としては、未接続の事業所等及び住居等の前面に接続できるますが設置されているにもかかわらず、いまだ設置されていない住居等に対し、接続推進のアンケートを実施するといったしました。これは執行部のほうがその準備を既に進めているようでございます。

また、依然として赤字状況が余儀ない状況を踏まえ、消費税10%値上げに応じた料金改定時に一定の値上げを考慮する必要があるとする委員会の見解等を料金についてもまとめたところでございます。

主な議論等でございますが、今後の基本計画は今年度、平成29年度で計画の主体は終了いたしますけれども、今後の事業計画といたしましては、三春工業団地、鷹取両工業団地に下水道を構築するということが今後の事業で、平成32年度完了を目指しているということでございます。

次に、下水道と浄化槽の料金格差。下水道と浄化槽の料金格差は、浄化槽は人槽ではなく居住人員実数で算定されるため、浄化槽のほうが安く料金格差が生じているということでございます。他の自治体は、もう人槽で幾らという設定ですけれども、うきは市の場合は何人実際住んでいるかという算定で、そこに格差的な問題が生じているということでございます。

そういうことで、次に、高齢者世帯の未接続対策として、高齢者世帯はトイレ改修等に費用がかかり、未接続が当然ながら多うございます。対策として、トイレはそのままのくみ上げを認めざるを得ず、ただ、生活污水のみを低料金と設定して接続を推進できないかということを執行部に申し上げておりましたけれども、高齢者の方々の思いは、とにかく膝、腰等が弱っている関係で、とにかくトイレを洋式にかえたいということが多数のようでございましたので、この件については、なかなか私どもが思うような方向ではないということも確認をしたところあります。

最後でございます。

所見、基本計画事業はほぼ完了に至り、課題は未接続事業所等及び未接続世帯の接続推進に重点的に取り組む必要がありますが、所見としては、これまで未接続推進への論議を繰り返してきましたが、その成果が見え始めたことは、所管課の努力を評価するものでございます。

今後の課題は、下水道と浄化槽の料金格差をいかに解消することにございます、事業初期に

設定された価格であり改定は困難であるとの見解で一致をしております。ついては、わずかでも累積赤字の解消を図るため、2年後の消費税増税においては一定の値上げはやむないといたしました。

以上が、ちょっと説明がまずい点もございましたが、報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（榊川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会からの調査報告を終わります。

次に、1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、厚生文教常任委員会での閉会中の調査報告をさせていただきます。

平成29年第4回うきは市定例議会において、閉会中の継続調査の申し出を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により報告いたします。

まず初めに、うきは市データヘルス計画の進捗と課題に関する調査についてであります。

平成29年10月23日月曜日、第2委員会室で実施いたしました。

調査目的は、平成28年2月に策定したデータヘルス計画は、保険者が健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保険事業の実施及び評価するためのものであります。

今、うきは市の1人当たりの医療費が年々上昇する中で、市民の健康長寿に係る施策は、財政面のみならず、健康で幸福な社会の形成にもつながる重要な課題と認識して、実施状況の調査を行いました。

調査には保健課長及び食育・健康対策係長並びに担当の職員が同席いただきました。

調査結果についてですが、国民健康保険加入者の特定健診の実施状況は、この間の状況が40.7%、大体県内で10番前後で推移しているということであります。

未受診者への対応として、特に40代、50代の対象者及び同居家族への受診勧奨の電話をかけて、マンパワーで対象者を絞りながら健診率を上げようという努力を行っているということがあります。

特定保健指導については、生活習慣病の発病リスクが高く、生活習慣の改善によって予防効果

が期待できる方を対象として行っており、近年は93%ということで非常に高い状況があります。ただ、毎年同じような方も該当するということもありまして、保健指導のスキルアップを図っていくということが課題であるというふうな説明がありました。

また、健診、医療、介護等のデータから把握した市民の健康課題について、毎月広報に、毎月の15日号ですね、「げんきアップ」という健康管理に役立つ情報を掲載して、市民の関心を高める努力を行っているということでもあります。

それからもう一点、保健指導の取り組みについてであります。これは重篤化予防対策ということになるかというふうに思いますけれども、全体として高血圧あるいは糖尿病、脂質異常という方々の健診者に占める比率というのは徐々に減少してきているという成果は上がっております。ただ、引き続き重篤化予防対象者ということで、さらに心血管疾患というかな、そういう方とか、あるいは人工透析患者の発病等をおくらせるために、主治医の指示をいただきながら、協力しながら、栄養指導・保健指導を実施しているということでした。

いずれにしても、うきは市での健康維持向上という観点からして、特定健診を受診している方の全体的な比率を下げるということが大事なことだというふうに思っています。そういう意味では、メタボリックシンドロームの該当者について、目標では25%削減するというふうに努力しているということでもあります。

所見としてですけれども、今回、保健課のところと直接は関係ありませんけれども、1人当たりの医療費という点でいうと、平成22年の1.16倍、毎年上昇が続いているということでもあります。全国の類似自治体との比較でも、やはり高い水準となっております。

データヘルス計画については、新たに30年度から第2期に入ります。そういう意味では、健診・レセプトデータを分析して健康課題を抽出し、そして、新たなPDCAサイクルを回すということになっております。国保事業、介護事業、それから、包括支援事業、認知症対策、後期高齢者医療事業、そして子供から高齢者に対する食育健康づくり、総合的に全体が結びつくような施策を練り上げていただければなというふうに思っています。

現状では、職員のマンパワーという日々の努力によって、それぞれの成果の指標が若干改善しつつあるというふうな結果ではあります。保健指導の範囲を超えて市民の健康づくりや医療費削減というような横断的な課題が一層求められるというふうに思っております。

そういう意味では、第2期のところでは市民の健康長寿のまちづくり計画を目指して、医療費削減の視点を踏まえた方針策定が進められるよう求めたいというふうに思います。

次に、スマートウエルネス事業に関する調査についてであります。

平成29年11月7日火曜日、新潟県見附市議会で行いました。

調査目的は、見附市が産学官で組織するスマートウエルネスシティ首長研究会というのが平成

21年に発足しておりますけれども、当初から参画して、科学的根拠に基づく運動プログラムとデータを活用した市民の健康づくり、そしてまちづくりを推進しているということでもあります。

高齢になっても健康を維持し地域で暮らせる都市づくりとして、体力増進、都市環境、教育、交通網、食事、社会的なつながりなど多岐にわたることを前提にして、総合施策として実施している状況について視察を行いました。

視察には、介護高齢者支援係長に同席していただいております。

調査内容、結果についてですけれども、見附市の人口は4万1,000人余りであります。高齢化率は30.7%、うきは市と同様に、少子・高齢化、人口減少のまちであります。社会保障費の負担が増加する中で、健康施策の推進が必要と平成14年ごろから段階的に、やはり「運動」、「食生活」、「生きがい」、「健（検）診」の4本柱の取り組みを行って、それなりの医療費の抑制効果が得られておりました。しかし、徐々に参加者が頭打ちになり、事業効果自体が非常に限定的だったというふうなところ です。

そこで、市民参加を底上げできるツールを模索している中で、スマートウェルネスシティ首長研究会、これは筑波大学等提携の学者の方も提唱している中身でもありますけれども、当時の市長が会長となって立ち上げたということでもあります。「健幸」まちづくりの基本に据えた政策を他市と連携しながら実行する新しい都市モデルを目指すことになったというふうに伺っております。

見附市のまちづくりについては、健康行動への、健康には関心あるけれども、実際に行動するという点でいうと、無関心層が65%に上るということ のデータから、ふだんの生活で自然と必要な運動が満たされるまちづくりを目指すとして、歩いて暮らすまちづくりということで市政を転換していったということが特徴的であります。

施策に関するポイントについては、お手元の資料に7項目掲げておりますので、御参照いただけたらというふうに思いますけれども、ポイントとしては、社会参加ができる点、第1点目に掲げているもの、それから、都市機能を集積した便利な市街地づくり。それから、過度な車依存の脱却を可能とする公共交通の再整備。それから、基本方針、健幸なまちづくり、都市機能を存続するまちづくり、都市機能としての施策というのも行政としての一番大きなポイントでもあったと思っています。それから、それをつくり上げていく、維持し発展させる人材育成と。特に市職員のスキルアップ等が一つのポイントではないかなというふうに思っています。

見附市については、平成26年国の地域活性化モデルケースに選定されておりましたし、平成29年国土交通省のコンパクトシティ大賞を受賞しております。

調査での質疑のところ、基本的には御参照いただければと思いますけれども、2点ほど申し上げたいと思います。

一つは、推進体制についてであります。企画調整課の中に課長補佐が5人いる。横断的なまちづくりの施策でございますので、そういう形になるかというふうに思います。各それぞれの所管課を持っていて、市長も出席する企画会議の中で、課長補佐も参加することで全体に指示が回って柔軟に対応し、予算調整や連携を図っているというのが、まちづくりというか、組み立ての中のポイントではないかなというふうに思います。

それから、スマートウェルネスシティ加盟に伴うイニシャルコストとランニングコストということで尋ねさせていただいたんですけれども、加盟料については発生しないということでした。ランニングコストについては年間480万円程度ということで、お互いに研究課題ということもしながら、発表をするという役割分担をしているというのが現状だというふうに伺っております。

所見についてでありますけれども、見附市の1人当たり医療費は、うきは市との差は、後期高齢で年間で約43万円です。国保で4万円ほど低い数字になっています。資料として別添に後ろのほうに一覧表を掲載しておりますので、グラフを掲載しておりますので、御参照いただければというふうに思います。

少子・高齢化の課題に向き合いながら、多世代共生型まちづくりの先例として、地方自治体が苦心する社会保障費の抑制策、健康寿命の延伸施策は大変有意義なものだったというふうに思います。

健幸まちづくりの特徴として、横串を通す執行体制や広域連携による事業の実効性を高めているというのがよく見てとれました。

ただ、見附市というのは非常に小さなまちです。コンパクト、そういう意味ではなっています。そういった意味で、土地の地理的条件という点では、歩いて暮らすまちづくりというのもうなずけるなというふうにも思いました。山がなくて平坦なまちであります。そういう意味では、市街地中心に都市機能を集中しながらも、小規模な複式学級や地域活性化のために存続させるなど、広い視野を持った政策を実行しているということが伺えました。

また、関連して中心市街地と既存集落、周辺地域と結ぶ公共交通機関の再整備というものが行われており、利用者は平成19年で5万7,000人余りだったものが、28年度には14万8,000人と、2.5倍も増加していると。これはきちんと利用者ニーズをつかまえて改善してきた成果だというふうに伺いましたので、そういう点も、うきは市においても高齢者を中心とした交通弱者対策が求められており、要望も強くあることから、今後の施策に生かされるよう参考にしていただければなというふうに思います。

次に、見附市の隣、長岡市の多世代健康まちづくりの事業に関する調査報告をいたします。

調査日は、平成29年11月8日水曜日になります。長岡市議会で実施いたしました。

調査目的は、長岡市を中心としているプロバスケットBJリーグ、アルビレックス新潟という

会社と、健康機器のメーカー株式会社タニタも参加した多世代健康まちづくり事業について、行政と連携、共同で実施している先進事例について視察を行いました。

視察には介護・高齢者支援係長に同行していただいております。

調査結果については、内容についてですけれども、長岡市の高齢者率は29.18%、介護認定率が17.49%、介護や生活習慣の予防が大きな課題であって、生活習慣病のリスク軽減と介護予防の取り組みが求められる中で、内閣府の特定地域再生事業補助金を活用して、平成25年度に産学官連携によるモデル研究会を設立して、市民の健康増進と中心市街地活性化の両面を期待して、多世代健康まちづくりプランを策定しております。

具体的には、食事業と運動事業ということがあります。

食事業は、タニタカフェというのをオープンして、タニタが監修するカロリーや塩分——1食500キロカロリー、塩分3グラム以下、値段も800円から1,000円で抑えつつ、具材を大き目に切るなど満足感が得られるように工夫したヘルシーメニュー等を提供しているということです。

平成26年11月にオープンして、今まで6万5,000人の利用であります。ただ、メニューが少ないということもあって、だんだん利用者が少なくなっているという課題もあるというふうに伺いました。長岡市の前のデパートの場所を長岡市が提供し、運営は民間が行っているということです。さっきも言いましたようなプロバスケットリーグやタニタが出資する会社が運営するというふうなことになっています。それから、もう一つは、市街地の中の飲食店でタニタが監修するレシピの食事提供も実施しているということでありました。

それから、運動事業としては、タニタ健康くらぶということで、登録制の健康クラブを募って、活動量や市内8カ所にあるウエルネスチェックポイントでプロ仕様の体組成計、血圧計を使って、体の変化が見える化するものであります。それを定期的にチェックする中で、ポイントの付与や栄養管理のアドバイス、それから、イベント参加、楽しみながら続けられる取り組みを行って、現在2,500名の会員。目標は3,000名というふうに伺っておりますけれども、緩やかに増加傾向はしているということでした。

地域のイベントにあわせてウォーキングを組み合わせたり取り組んでいることや、健康セミナーを各地で実施するなど、その際に、さっき言ったスポーツ団体、具体的にはアルビレックス新潟のバスケットの方々に指導者や講師になってもらっているということでありました。

Q&Aについては、御参照いただければというふうに思っておりますけれども、1点だけ。多世代という意味でいうと、幼児、児童の健康づくりという取り組みはどうなっているかということですが、会員以外にも、口腔ケアに関する指導・助言、親子向け減塩教室などを開催し、幼少のころから体験させて、しっかり味覚を育てるようにしているということでありました。そ

ういった健康クラブの運営を行っているということでもあります。

所見についてですけれども、長岡市の国保の1人当たりの医療費については、うきは市と比べてやはり4.3万円ほど低いということでもあります。タニタ健康クラブの医療費抑制効果を試算することはまだできていないということでもあります。けれども、民間のノウハウを生かしながら、タニタカフェやタニタ健康クラブは中心市街地の活性化及び市民の健康づくりとして、民間と行政のそれぞれの得意のところを生かした福祉分野の先進的な取り組みではないかなというふうに思いました。

うきは市にとっても、食育と健康施策は重要な柱であって、食事、運動、休養のバランスのとれる健康クラブのニーズがますます高まってくるとは思われます。

具体的には、余り活用されていないアリーナの体組成計、ぜひ高齢者に無料開放して、専門の指導員によって食事や運動の指導、インセンティブのためのポイント制の導入など、来年4月に介護保険法が改正されます。それに合わせようとして今現在検討されているのが、介護が必要な高齢者の自立支援や重篤化予防に取り組んだ自治体に交付金を上乗せ支給など国の動きがあります。そういう点を踏まえて、今後の市政の施策へ反映していただきたいというふうに思っております。

今回、いずれも健康施策に関する事項について調査をさせていただきました。

以上、報告いたします。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 大変健康づくりで視察をしていただきましたが、まず、長岡市ですね、ここは調べますと、人口が27万3,000人なんです。ということは、中心部、どういう形成になっているのかですね。うきは市は人口3万人であります。非常に中心部というのがないんですね、人口が少ないということで。したがって、食事業業ということですが、6万5,000人ということですから、大体足かけ3年、2年半ですか、うきはで比べますと、食事に来る人が大体年間300人ぐらいの人数になるわけですね。したがって、ここで食事業業として採算がとれているかどうかということですよ。

それから、下の方に、質疑の中で、産学官連携によるという文章の中で、国の補助を活用したということで、国の補助はどの程度出ておったか、調査してあったらお願いしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 岩淵委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 確かに長岡市は都市の規模が非常に大きいですね。ただ、当然ながらドーナツ化、地方郊外型のお店があって、やはり市内が空洞化している。だから、先ほども言いましたけれども、デパートの撤退した跡の土地を活用して、今回、市街地中心部の活

性化を目指しながら、食事どころというか、健康づくりということでやってきたというふうなことでありました。

そういう意味では、採算の点についてでありますけれども、この事業自体の立ち上げている主体となる事業を運営しているのは、今言いましたように、スポーツクラブ、これは宣伝として選手たちを抱えてやっているんですけれども、選手たちをどう経営に生かせるかというところで、それが1点目。それから、タニタ自体は東京でタニタ食堂というのをやっています、テレビなんかでも御承知のとおり、非常に盛況なところですよ。それ以外に、あと、商工会とかというのが出資されています、経営状態についての採算面については十分には聞いておりませんので、まだ発足して25年からですので、現実はまだちょっとわかりかねます。今のところ聞いておりません。

それから、あと何でしたっけ。

○議長（榎川 正男君） 国からの補助。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 国の補助については、今手元に資料が入っていましたけれども、見つかりませんので、ちょっと確認をしますけれども、国の補助金は5,400万円あります。長岡市の補助金が2,000万円、自己資金が1,000万円というふうなことで、全部で8,400万円、事業を最初に立ち上げるときに使っていると。

さっき言いましたように、企業のところが、いわゆる今の時点で言うと、今のはやりの言葉で言うと、健康事業コンソーシアムとあって、まちづくりのためにボランティアで出資するという、そういう事業という展開が結構あるんですね。その目的のためにお金を集めて事業をしていくという、一般財団法人という形になりますけれども、そういう事業づくりが、ここだけじゃなくて、ほかにもあることはあります。健康分野でやっているところは特徴的なところがあるかなというふうに思っています。

十分答えていないので、申しわけないです、済みません。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） いいところを視察されてきたということ、まず評価したいと思います。

それで、見附市ですかね、こちらのほうについては、スマートウェルネス事業というのが一つの健康対策の機軸になっていると思いますし、長岡市は大きな市であります、健康機器メーカーの株式会社タニタという民間がそこに介在しているというのも効果の大きなところだろうと思います。

それで、今説明を聞きながら、うきは市との比較で国保の金額が1人約4万円という格差が大きいですね。そこで、高木市長もよく言いますし、私もるる関心持っておるのは食事の問題、特に野菜の摂取量が福岡県、うきは市は特に低いと。野菜を農業との絡みの中でと言いながら、こ



ここに野菜の関係の食事の、減塩とかは出てきますけど、その辺のあれは何かありましたでしょうか。野菜に限って考えて、野菜の摂取がうきは市の課題になっておりますから、その辺を確認されておらっしゃったら、後でも結構ですけど、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） さっきも言いましたけど、報告の中では一応カロリーベースだけでしか、500キロカロリーということで、タニタの健康づくり。500キロカロリーというのも結構少ないだろうと思います。人間1日で千五、六百ぐらい、もうちょっとあるのかなというふうに思いますけれども、それと、大事なのはやっぱり塩分だと。この3グラムというのは、今、国が示している標準使用量というのは6グラムなんですね。そのうち1回の食事で3グラムですから、結構多いといえども多いのかもしれませんが、塩分にやはり重点を置いているというようなことではありました。野菜の量については残念ながら聞いておりませんので、ここでは即答できない、また改めて勉強したいと思います。ありがとうございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。10時45分より再開します。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

---

#### 日程第7. 議案第75号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、議案第75号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度うきは市一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 総務課長楠原でございます。御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

議案第75号専決処分の承認を求めることについて。

平成29年度うきは市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、2ページをお開きください。

専決第10号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

平成29年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めること。

平成29年9月28日。うきは市長高木典雄。

続きまして、平成29年度一般会計補正予算（第3号）に係る予算書の1ページをお開きください。

専決第10号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第3号）。

平成29年度うきは市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,181万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億9,545万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月28日。うきは市長高木典雄。

続きまして、9ページをお開きください。

歳入でございます。

15款3項1目4節選挙費委託金1,181万2,000円の増額補正です。これは、衆議院議員総選挙執行に係る委託金を計上しているものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款4項4目、1,181万2,000円の増額補正でございます。衆議院議員総選挙の執行に係る経費を、1節報酬から18節備品購入費までに区分をして計上させていただいているものでございます。

以上につきましては、平成29年9月28日に衆議院が解散となり、衆議院議員選挙が10月10日公示、22日投開票となったことを受けて、専決により補正予算を編成させていただき、選挙の執行に当たるものでございます。承認について、よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 素朴なことで確認をさせていただきます。

この専決については異論はございません。歳入歳出ともに1, 181万2, 000円の県の委託金が歳出によって支出をいたします。衆議院選挙が終わりましたけれども、これに係る決算によって、1, 181万2, 000円という過不足が生じるということもあるであろうと思うんですが、その辺の、とにかく余計要った場合には一般財源から充当するのか、余ったならば返還するのか、きちっとその数字にならないであろうと思うんですが、その辺の処理をどうされているのかを確認させてください。

○議長（榎川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 歳出につきましては、基準で定められている内容で交付申請といたしますか、申請を出します。それに基づいて県のほうの、法に基づいた内容で受け入れという形になってくるものでございます。

○議長（榎川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それはわかるんですけど、これは1, 181万2, 000円の枠内でやらないかんですかね。これに1円たりともということじゃなくして、過不足が生じるであろうという場合の処理をどうしているのかなという、ちょっと素朴な疑問がありましたから、確認です。

余計に要らなかったから、これは委託金返還せにやいかんでしょうし、不足した場合には一般財源のほうから持ってこにやいかんのですかね。その辺の処理が現実的に具体的にどうしているのかのお尋ねを確認の意味でさせていただきます。いま一度お願いします。

○議長（榎川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） 歳出側からまず申し上げますと、もちろんこの予算、見込みを立てて編成しているわけですので、この予算の範囲内で執行させていただきます。もちろん歳入については国の選挙の執行基準法というのがございまして、それに基づいて交付されてきますが、歳出側がもちろん小さければ、その範囲内での交付になりますので、実際に執行した額の範囲内。市としても、その執行経費の範囲内での執行に努めてまいります。実際、そういう決算になっております。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は承認することに決しました。

---

### 日程第8. 議案第77号

○議長（榎川 正男君） 日程第8、議案第77号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 予算書の57ページをお開きいただきたいと思います。

予算書57ページ、議案第77号平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,690万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

御説明に入ります。

65ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

国庫補助金、国民健康保険制度関係業務準備事業補助金といたしまして、32万4,000円の補正増額です。内容につきましては、平成30年度に制度改正による事務スタートが始まりますが、それに伴います県報告用の年報、月報等の仕様の改修に伴うものがございます。

この分は、後ほど歳出でシステム改修が発生いたしますので、御説明申し上げます。

次ページ、4款療養給付費等交付金395万円の増額。これは、平成28年度の過年度退職者

医療制度の療養給付費の交付金の精算に伴うものでございます。395万円の歳入増額です。

次ページ、67ページ、前期高齢者交付金、補正額90万6,000円。これにつきましても、支払基金の精算による確定金額でございます。

この分については、支出の一般療養給付費に充当いたします。

次ページ、68ページ、歳出です。一般管理費、補正額99万9,000円。内訳、委託料。国保システム改修委託料67万5,000円。これにつきましては、平成30年度の制度改正に伴いまして、現在、1年間の保険証になっておりますが、31年8月、県内統一で保険証の更新日が決まっております。これに伴いまして、平成30年4月から平成31年7月までの16カ月に有効期限を変更するものでございます。

続きまして、国民健康保険事務処理システム改修委託料32万4,000円。先ほど歳入で申し上げました、30年度以降の年報、月報の改修に伴う支出でございます。これは10割補助でございます。

続きまして、69ページ、一般被保険者療養給付費。補正ゼロ、先ほど歳入の前期高齢者の90万6,000円の歳入増によりまして、特定財源の組み替えを行っております。

続きまして、70ページ、後期高齢者支援金、156万5,000円の減額補正でございます。広域連合への交付金でございますが、支払基金の昨年度の精算確定の通知が参りましたので、156万5,000円の減額をしております。

続きまして、71ページ、前期高齢者納付金、1万8,000円の補正増額。これにつきましても、支払基金の計算による精算確定が行われましたので、1万7,271円不足しておりますので、1万8,000円補正増額をいたします。

続きまして、72ページ、老人保健事務拠出金、補正減額1万9,000円。これにつきましては、老人保健事務拠出金でございますが、事業の事務費のみの精算でございます。事務費が1万334円と確定いたしましたので、1万9,000円の減額補正をしております。

続きまして、73ページ、介護納付金、補正減額183万5,000円。介護納付金の納付計算による計算による確定でございます。支払基金の通知額から183万5,000円の支出減、補正減額をいたします。

続きまして、74ページ、特定健康診査等事業費、補正額72万7,000円の増額です。これにつきましては、過年度の昨年平成28年度の特定健康診査等の国県の負担金の返還でございます。概算請求による次年度精算となっております。県3分の1、国3分の1の精算でございます。

続きまして、8款保健事業費、補正額15万円。これにつきましては、はり・きゅうの施術等補助金でございますが、現在、執行状況を見まして、はり・きゅうにつきましては年度内の執行

状況を見ますと15万円程度の不足が生じる見込みがございますので、補正の増額をするところでございます。

内容につきましては、はり・きゅうの1術840円、両方の2術をいたしますと980円の補助、1人当たり年間60回までの補助を行っております。

続きまして、76ページ、11款諸支出金、一般被保険者保険税還付金。補正前が500万円で、今回、補正額200万円を計上しております。これにつきましては、平成27年、平成28年と還付金が推移してきておりますが、本年度平成29年度は約100件程度を見込んでおりましたが、平成27年度実績151件、平成28年度が160件とございますので、本年度につきましても、残り40件程度、200万円程度を補正の増額をさせていただきたいと思っております。

続きまして、3目国庫支出金等返還金、2,653万5,000円の補正増額でございます。これにつきましては、平成28年度の医療費等の確定によります精算でございます。過年度療養給付費等の国庫負担金の返還金2,309万円。それから、過年度国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金返還金、これは平成30年度の制度改正に伴う補助金等の2万2,000円の補助金返還で、これにつきましても、精算による確定でございます。続きまして、過年度財政調整交付金返還金、これにつきましても、平成28年度の確定に伴う返還金でございます。342万3,000円。合計で補正額2,653万5,000円を補正増額するところでございます。

続きまして、次ページ予備費、歳入歳出の調整といたしまして、予備費、2,183万円補正減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 76ページですが、28年度の医療費の返還が2,309万円ということですが、これは国庫支出金の、つまり28年度いただいた国庫支出金の何%に当たるか、数字が出てあったらお願いしたいと思います。返還金が何%返還しなきゃならんかですね。

○議長（榎川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 済みません、パーセントは出しておりませんが、金額的には5億6,000万円程度で2,300万円の返還となっております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第77号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は可決することに決しました。

---

#### 日程第9. 議案第78号

○議長（榎川 正男君） 日程第9、議案第78号平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしく申し上げます。

補正予算書の79ページをお開きください。

議案第78号平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,003万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、説明をさせていただきます。

予算書の85ページをお開きください。

歳入の2款1項1目の利子及び配当金でございます。14万9,000円の増額補正を計上いたしております。これは、基金運用の配当金の確定分となっております。

続きまして、86ページをお開きください。

1款1項1目総務管理費に450万円の減額補正を計上いたしております。

4節の共済費50万円、7節の賃金400万円でございます。これは、前管理者の異動による減額補正となっております。

次に、87ページをごらんください。

1款2項1目事業費の25節積立金、27節の公課費でございます。25節の積立金は減額補正に伴う余剰金864万9,000円を増額補正で計上いたしております。27節の公課費の400万円は、消費税等納付金確定による減額補正というところになっております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確認です。

87ページ、公課費の400万円の減額、これが予算の約半減になっておりますので、説明をお願いします。

○議長（榎川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） おっしゃるとおり、予算に対して歳入が少なくなって減額というところになっております。

前年度分の消費税額が9月に確定いたしまして、その精算に伴って支払いしたところ、予算が余ったというところになっております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は可決することに決し



ました。

---

### 日程第10. 議案第79号

○議長（榎川 正男君） 日程第10、議案第79号平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） おはようございます。住環境建設課の江島でございます。

補正予算書89ページをお願いいたします。

議案第79号平成29年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,848万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,482万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、93ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。

1、変更。地方債の目的、下水道事業。補正前、限度額3,490万円でございます。補正後、限度額を4,030万円、540万円の増額でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、97ページをお願いいたします。

2の歳入の部でございます。

3款1項1目下水道費国庫補助金でございます。補正額200万円でございます。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金の歳出の部で設計委託を予定しておりますが、その分に係ります交付金の歳入でございます。

続きまして、次ページでございます。

繰入金でございます。一般会計繰入金1,700万円の増額補正でございます。これは、歳出増額によります一般会計からの繰り入れを予定しております。

続きまして、6款3項1目の雑入の収入でございます。こちらにつきましては、消費税等還付金で、予算408万3,000円を計上しておるところでございます。こちらにつきましては、消費税の修正申告に伴います還付を予算計上しておるところでございます。

続きまして、次ページでございます。

7款1項1目市債の下水道事業債でございます。こちらにつきましては、補正額540万円、歳出増額予算によります補正をしておるところでございます。

続きまして、101ページの歳出の部でございます。

1款1項1目一般会計費、補正額2,342万円の計上でございます。内訳といたしましては、27節の公課費でございます。消費税等の納付金でございます。28年度分の消費税の確定申告に伴います予算不足に伴います消費税の増額及び修正申告に伴います24年、25年度分の消費税の納付額というところで2,342万円を計上しておるところでございます。

続きまして、102ページでございます。

1款2項1目施設維持管理費でございます。補正額792万8,000円でございます。内訳といたしましては、11節の需用費712万8,000円、修繕料を計上しておるところでございます。こちらにつきましては、9月、落雷によりまして、うきは処理場の汚水流入槽等の電源装置及び計装装置の修繕が必要になっておりますので、この分を計上しておるところでございます。

23節の償還金、利子及び割引料でございます。下水道使用料の過年度分還付金80万円を計上しておるところでございます。

続きまして、次ページでございます。

2款1項1目下水道事業建設費でございます。補正額250万円の減額でございます。これにつきましては、内訳といたしまして、13節の委託料750万円の減額をしておるところでございます。これにつきましては、浮羽処理区の事業計画の変更委託料、当初予算1,960万円を計上しておったところでございます。実施に当たりまして、基本的にこれは入札差金に伴います減額によるものでございます。

それから、同じく鷹取北部の設計委託料といたしまして750万円を計上いたしております。こちらにつきましては、今、鷹取工業団地の造成が行われておりますが、これに伴います下水道の構築工事の設定委託を予定しておるところでございます。

15節の工事請負費500万円の増額でございます。こちらにつきましては、管渠工事の工事費の増額をしておるところでございます。これにつきましては、県道の甘木朝倉田主丸線、吉井地区の上古賀のところに当たりますけれども、県道にかかっております美津留川にかかる橋、これが現在、下部工が行われておりまして、このたび上部工の発注がされました。うちのうきは市の下水道がこの橋に添架をするような計画になっておりますので、この工事費、県の工事にあわせまして今回500万円の工事予定をしておるところでございます。

次ページでございます。

3款1項1目公債費の利子でございます。補正額、減額25万6,000円でございます。こちらにつきましては、市債利子の確定による補正でございます。

次ページ、4款1項1目予備費でございます。こちらにつきましては、減額の10万9,000円、歳入歳出の調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 102ページでお尋ねしたいと思います。

修繕料712万8,000円ですか、これは落雷によるということですが、非常に高いんですけども、避雷針とかそういうものはついていなかったのかどうか。そして、再発防止はどう考えておられるのかをお聞きしたい。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） このたびの落雷によります被害でございます。これは浮羽浄化センターのほうでございます。

避雷針については確認をいたしますが、今回の落雷によりまして、全部で6カ所の場所で被害といえますか、出ておるところでございます。

まず最初には、下水道管から流入してきます受水槽、最初の汚泥槽でございますが、こちらについては、流量計、計測器の、これは電子部品でございますから、落雷によります高圧電流が流れたときに、いろんなところに過電流が走って、高性能なパソコン等のそういったところにふぐあいが生じたというところで、6カ所のそういった電子機器でございます。それから、水位計、それから、デジタルの表示板、電光掲示板みたいなそういったところ、それから、今度はDC計のほとんどがそういった計測器というところで、電子部品というようなところがございます。ですから、1カ所に落ちますと、それが過電流が走ってそういったところに支障を来すということでございます。

今回、発注がおりますけれども、現在は不都合の部分については目視等で手動によって運営をしておりますが、今回、この発注に当たりましては、見積りをとると同時にメーカーのほうに再発防止というところを打ち合わせをしております。現在の機器は、そういった落雷についてはそれなりの製品があるというところで伺っておりますので、そういったところも検討しながら、再発の防止につながるような今回の工事発注のほうを考えておるところでございます。

○議長（榎川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 落雷というのは今後も十分予想されますので、IT機器というのは非常に落雷に弱いということもございますので、ぜひとも再発防止、お願いしたいというふう

に思います。よろしく申し上げます。

○議長（榊川 正男君） コメントはいいですか。ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 関連ですが、これ保険は入っていなかったんですか。一般家庭もほとんど落雷とか入って、被害総額保険から出ていますが。もし入っていなかったなら、その理由です。そこまでお聞かせください。

○議長（榊川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この施設につきましては、当然保険はかたっております。今回の落雷の箇所につきましても一応保険対応でいけるといところでございますが、一般家庭の保険でも同じところでございますが、減価償却等がございますものですから、そういったところは満額ではないかもしれませんが、実際かかった修繕後の請求を保険の会社のほうとしていくところの状況でございます。

○議長（榊川 正男君） ほかに質疑ありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 103ページですね、鷹取北部設計委託料の750万円ですが、これに関連で、多分、新産業団地の件だと、久留米と一緒に県主体でやっている事業だと思いますが、吉井浄化センターの現在既存の容量ですね、キャパ、処理能力というんですか、これは十分まだ余裕があるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（榊川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 吉井浄化センターの処理能力でございます。今の現在では、まだ処理能力には余裕がございます。ただ、この下水道の問題、早急につなぎ込みの推進というところでございます。行く先々では、当然今の貯水槽では容量を越すような状況にも陥るところで、現在は3つ目の池を計画というか、まだ計画でございますが、その検討に入る準備をしております。現在の段階では、今の吉井処理場の余力についてはまだあるというところがございます。

○議長（榊川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 何点かお尋ねしたいと思います。

まず、98ページですね。一般会計繰入金金が1,700万円追加になってありますが、合わせますと7億2,300万円ということになりますよ。そうしますと、これは歳入の61.5%が一般会計からの繰り入れで賄っているということになるわけです。こういう状況がまだ今後続くわけですか。どのように見込んでいるのか、わかってありましたらお願いしたいと思います。

それから、消費税の追加納入が出てあるわけですね、2,342万円。これは24年、25年ということですね。そこで、24年、25年に消費税を納めるときに、こういうものについては税務署と十分協議して納めているじゃろうと思いますよ。一方的にこちらが計算しているんだっ

たら、いわゆる過少申告ということになりましようけれども、納めることについては皆さん方、税務署とどういう協議をやっておったのか、その辺ですね。2, 342万円というのはかなり大きい金額になりますものですから、これについてお願いしたいと思います。

それから、103ページですね。

浮羽処理区の事業計画変更委託料が1, 500万円減額になっているわけですよ。先ほど入札ということですが、じゃ、入札の見積もりについては適当であったかどうかということ。皆さん方が入札見積もりで間違ったのか、あるいはそれだけかかったけれども、いわゆる入札の時点でそのとき安くなったかどうかということ。これについて、まず回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今回の補正につきましては、一般会計からの繰り入れにつきまして1, 700万円の繰り入れを計上させていただいております。この下水道会計、議員さんたちのほうからもいつも言われておりますけれども、やはり健全な経営というところで、収入に対して歳出というのが基本原則ではございます。しかし、やはりこの下水道事業、なかなか収入で歳出を賄うというのが厳しい状況でもありますし、なおかつ、うきは市の場合は短期間で構築ができたというところで、ほぼ概成を迎えておるところで、今までにかなりの多くの借り入れ等もやっておりますし、一般会計からの繰り入れをやっておるところが現実でございます。

独立採算制で特別会計やるべきでございませう。ただ、一概に独立採算制でいくときに、その不足分を使用料金に転嫁をできるのかということもございませう。しかし、やはりそういったところは大きな問題もございませうし、この料金につきましては、5年に一度の審議会等を踏まえながら、この下水道会計のほうで特に検討していただいております。この一般会計からの繰り入れ、当然独立採算制でやるべきというところは基本にしながらも、今後も審議会等で意見を伺いながら、将来の健全な運営について検討といひますか、考えていかなければならないというふうに考えておるところでございませう。

それから、今回、消費税の納付の関係で修正申告、それから、追加の納税というところが発生したところございませう。これは一度、先般の全協のほうでも少し御説明をさせていただきましたところございませう。

この下水道事業、先ほども申しましたように、うきは市の場合、短期間で概成を見たというふうな経過がございませう。この消費税につきましては、当然申告書をつくりまして税務署のほうに提出をしまひてきておるわけございませうが、今まで、収入によりませう消費税、それから、うちが工事委託で払ひました委託料のそういったものに関する消費税がございませう。今までは使用料の消費税、市が支払った消費税、それを相殺いたしまひて、毎年9月で消費税の確定申告を

行ってするわけでございます。当然その申告については税務署のほうに書類をもって申告をして  
おるわけでございますが、今回、28年度の確定申告がことしの9月でございましたが、この  
28年度の確定申告の段階で計算をしておりました。今までは使用料に対する消費税よりも支  
払った消費税、支払ったといえますのは、工事とか維持管理で払った消費税のほうが多く払った  
というところで還付というふうなところもありました。今回、この工事が概成を見た関係で、う  
ちの支払う消費税が減ってきたというところで、今までとは逆転現象が起こってきたというこ  
ろで、うちのほうも、これは税務署まで行って詳しく聞こうというところで、久留米税務署に出  
向きまして、そういった協議を行ったわけでございました。

結果的には、久留米税務署のほうでもその手法としてわからないといえますか、国税まで相談  
に行きますというふうな経過になりまして、今回、国の国税局のほうと協議といえますか、この  
ケースについて答えが出たというところでございます。

今回、うちのほうの自主申告によりまして、これが修正が必要だというふうなところが出てき  
たものですから、本来、28年度分の確定申告による増が1,560万円程度、それから、24  
年、25年、5年間さかのぼりまして計算しますと、24年、25年の修正申告によります納税  
額が780万円と、26年、27年、28年につきましては、逆に還付のほうがあるというふう  
な状況で、今回、久留米税務署から福岡国税のほうと相談をして、この計算手法の誤りがわかっ  
たというところで、今回補正をしたところでございます。

それから、103ページでございます。

建設費のほうでございます。浮羽処理区事業計画の変更委託料、言われますように、当初予算  
が1,960万円で、発注といえますか、委託契約をいたしましたところが約300万円程度で  
終わったというところでございます。

当初、予算を組むとき、前年度で吉井処理区のほうで同じ計画変更をいたしましたところござい  
ます。このときに、今回の——済みません、この計画変更は何かといえますと、それぞれの施設  
におきまして、ストックマネジメント、長寿命化計画を盛り込む計画策定が27年度に通達とい  
いますか、指導があつておりまして、これに基づいて計画変更をしておるところでございます。

今回、浮羽処理区の委託料を計上するときに、前年度で行いました吉井の委託料、この金額を  
根拠として予算を計上しておったところでございますが、実際、浮羽処理区の今回発注段階に当  
たりまして内部精査をいたしましたところ、浮羽の場合が認可区域の変更も一緒に入っていたと  
いうところで、ちょっとこの1,960万円、大きな金額を予定しておりましたが、今回、浮羽  
処理区につきましては認可区域の変更がなかったというところで、純粋に長寿命化計画、ストマ  
ネの計画の変更だけで済んだというところで、この金額の差が出たところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は消費税の過少申告ですね。これは税務署と十分協議して今までも納めておったんだったら、言いかえれば税務署のほうにも過失があるわけですね。あなたたちは指摘しなかったんですか。それを一方的に国税局に行って、こういうことで過少申告でやり直し。国税局には市役所もついていったんですか。ただ税務署だけが国税局と相談しているかどうか。皆さん方、その実態は国税局にちゃんと説明しているかどうかということですよ。真面目に説明を聞いて税金を納めてきておって、後で気がついたからといって、いわゆる24、25年の消費税を納めなさいと。金額が2,300万円ですよ。だから、そういう実態については皆さん方は言いわけしたのかどうかですね。弁明の機会があるから。それをやられているかどうかですよ。皆さん方がこうやりなさいと言ってそのとおりに申告しておるんだったら、税務署にも若干の責任があるわけですよ。その点はどうしたかということですよ。皆さん方が国税局まで行って弁明しているかどうかということですよ。

過少申告ということですから、それだけでいったら確かに納めなきゃならんようになりましょうけど、それまでにはいきさつがあるわけですよ。これについてどうされたか、お願いしたいと思います。

それから、いま一点は、102ページのほうに下水道使用料の過年度還付金というのがあるが、80万円、これは対象者は何件あるわけですか。何か月分取り損なっているのか。逆に、徴収しておったかどうかですよ。80万円という金額ですからね、やっぱりちゃんとこういうものについては早目に還付に気づいてもらわなきゃ、こんな結果起こってきますよ。何年も放置しておって、後で気がついたから還付金を払わなきゃならんということになりますとですよ。

したがって、これは何件あって、いつからいつまでの料金を返すのか、お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 消費税の申告の関係でございます。

市のほうから、この消費税の申告につきましては、久留米税務署のほうで申請をしたわけでございます。国税のほうにつきましては、久留米税務署のほうから国税のほうに協議に行ったというところで、市のほうからは参っておりません。

今回、修正申告、申告ミスであれば加算税等も課せられるわけでございますが、今回は市のほうからのそういった問い合わせといいますか、申告の疑義を申し出たというところで、税務署のほうから、今回の件については加算税についてはないというふうなところまでは回答いただいております。

それから、予算書102ページでございますが、維持管理費の償還金、利子及び割引料の中で、

80万円の過年度分の予算を計上しております。これにつきましては、JAの農協のほうの関係でございます。JAにじの本所で、こちらにつきましては、今までずっと合併浄化槽をやっておったわけでございますが、今回は、その合併浄化槽に老朽化が来たというところで、昨年28年の10月ぐらいから下水へつなぎ込みの工事をしたわけでございます。もう実際、29年の1月、ですから、28年の12月から供用開始というところで下水のつなぎ込みといいますか、使用料が発生したわけでございます。29年の1月に使用料が発生いたしまして、ことしの2月になりまして、使用料が30万円になってきておりました。それからずっと2月、3月、4月、5月と来たわけでございますが、一つの原因は、ことし1月からの使用料の発生で翌月から30万円になったというところでございます。農協のほうと協議をする中で、何でわからなかったのかという話をいたしますと、やはり会計上、いろんな施設の下水の場所があるもんですから、個別には出ていないというところで、その原因がおくれたというところでございます。

それと、もう一つ、何でそういった高額使用料になったのかということでございますが、農協の本所につきましては、使用水量、メーターによつての処理量の徴収になっておるわけでございます。結果的には、漏水があったというところでございます。その漏水がもとの合併浄化槽を撤去いたしまして、それからその配管を下水に延長したというところでございます。

うちのほうといたしましては、合併浄化槽の撤去の際に配管等のミスがあったのではないかとということで話をしておりましたら、農協のほうも調査をいたしましたら、合併浄化槽の撤去のラインと下水につないだラインがちょっと離れておったというところで、この漏水の水は下水には流れ込んでおりませんと。私たちも現場に行って、ちょっとルートが違っていたものですから、その漏水した水は下水につながっていなかったというところ。それと、使用料が始まって翌月からもう30万円になったということで、その疑問といいますか、そこがちょっとおくれたというところで、具体的にはことしの8月でしたか、農協のほうから相談がありまして、それからうちのほうも現場を確認したところ、こういった漏水であったというところで、組合長のほうから相談がありました。で、今回、それに伴います過年度分の還付金というところで計上をしておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） その消費税の還付の過少申告については、行政不服はできんわけですか。皆さん方が行って実態を説明したら、国税庁のほうももう少しわかってくれると思いますよ。ただ税務署が国税局に行った。これは自分たちの悪いことは全然言わないんですよ。だから、皆さん方が本当は一緒に行って実態を説明していただくとよかったですよ。したがって、行政不服審査法に基づいて異議申し立てができるかできないか、その辺検討しておるかどうかお



願いたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今言われますように、行政不服申し立てにつきましては、今のところその考えはございません。といいますのが、やはりこの申告をする際の細かな計算といいますのは、文言では書かれております。しかし、その取り扱いというのが担当者によってどの金額をここまで入れていいのかというのがあります。これは税務署のほうはこういったふうな計算方法がありますよということで、それは申し上げられたわけでございますが、じゃ、そこを運用する市のほうの取り扱い、その理解のぐあいというのも一つ問題だったのかなというところがございまして、今回、税務署のほうからの修正申告に対しましては、行政不服申し立てではなく、早目の修正申告が必要だというふうな判断に達したわけでございます。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 下水事業とは直接関係ありませんけれども、先ほど鷹取工業団地の件が出ましたもので、関連でお聞きしたいんですけれども、新産業団地は県発注で2つのJVに施工されているかと思います。

土の問題なんですけれども、朝倉の豪雨災害によって予定した土地、土が確保できずに、大分着工が何カ月かおくれたと思うんですよね。それで、今、急遽、工期的に非常に厳しい状況になっているから、当初の予算のダンプというか、運送する輸送のダンプ数量がかなりふえているとお聞きします。それで、その辺の最終的な進捗状況、どうなっているのかですね。当初の完了予定、盛り土関係が順調に行っているのか、その進捗状況をお聞きしたいのと、地元に対する苦情がかなり頻繁に起きているようなことも我々の耳にも聞かれますけど、その辺の対応、対策はどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） ブランド推進課の田籠でございます。鷹取工業団地、県が進めております工事でございますけど、今、真砂土の搬入がずっと行われております。

7月に発生いたしました九州北部豪雨で、朝倉のほうから真砂土を入れるようにしてございまして、少し取りかかりが二、三カ月おくれたような状況でございますけど、台数とかは当初、1日何台というのは決められておりますので、台数の増についてはないものと認識しております。二、三カ月のおくれというのは確かにあるかと思いますが、極力工期に合わせて県は進めていきたいというふうな方向でお話し聞かせていただいておりますので、今のところ、少しおくれるかもしれないかもしれませんが、予定された期間で終わりたいということで説明はあっております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 苦情の対応とかは。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 苦情につきましては、地元のほうから市を通して県のほうには伝えさせていただいておるところでございます。それなりの対応はやっているかと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 議題が全然違うようになって申しわけないが聞くんですけど、苦情がかなりあっていると思うんですね。それを企業体の施工能力がどうかというのいろいろみんなが問われているような状況で、責任者が交代するような状況になっていると思うんですね。だから、市が直接発注じゃないから、それをどこまで介入できるかというのはありますけど、通っている道はうきは市が主になっているから、やっぱりその辺のところも県の企業局のほうにきちっと話しして、もう少しきめ細かい対応をしていただかないと、おくられている工期をカバーするためにその辺の安全確保とか住民に対する云々の配慮が欠けてきたら非常に困ると思うんですね。今後のこともあるし、2期工事もまだあるわけですから、その辺のところ、十分県のほうに地元の市として連絡していただいて、対応、対策をきちっとやるように伝えていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） いただきました御意見につきましては、私たちも地元対策、工事の安全対策というのは重要な部分と考えておりますので、県のほうと改めて話をさせていただきまして、地元に対しては丁寧な対応をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃ、ここで以前にも指摘したことがあるんですが、102ページの、先ほど諫山議員、それから、関連で伊藤議員から落雷の件がございました。需用費で修繕料で712万8,000円が予算で一般財源上がっておりますけど、過去にも損害保険にいろいろ加入をなさっております。屠殺場の火災の保険の収入なり、ほかにもいろいろ細かくもありました。これが収入に上がっておりません。財政課長のほうに、いわゆる地方自治法の210条の総計予算主義の話も前にした記憶があるんですけど、やはりそれはその原則に従って、よその例も、それをうきはと同じ対応でそういう保険金については歳入に上げないというところもあるかもしれません。でも、やるべきはきちっとその辺の処理の仕方を検討いただいて対処いただきたいというふうに思うんですが、財政課長にお尋ねさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 企画財政課の中野です。よろしくお願ひいたします。御質問がありました損害保険に関しましては、修繕等が完了しました後に保険の請求をしております。そ

の分、金額のほうも災害の条件等によって、また、修復の内容によって保険の額というのは変わってまいりますので、確定した額というのは請求をしてみないとわからないところもあります。そういうことで、歳入、保険金として入ってくる収入につきましては、額が決まりまして受け入れが終わった後に予算のほうには計上させていただくという取り扱いをしております。

また、災害によっては、修繕が終わって請求をしますので、年度をまたいで請求をする場合も出てまいります。そういうことも含めまして、収入後に予算計上をさせていただくというように対応させていただいております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第79号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は可決することに決しました。

---

### 日程第11. 議案第80号

○議長（榎川 正男君） 日程第11、議案第80号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書107ページをお願いいたします。

議案第80号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,499万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、111ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正でございます。

1、変更。起債の目的、浄化槽市町村整備推進事業。補正前の限度額、590万円、補正後限度額850万円、260万円の増額でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、115ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

3款1項1目浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金でございます。補正額81万3,000円でございます。これは、歳出のほうで浄化槽設置に伴います循環型社会形成推進交付金を計上しておるところでございます。

次ページでございます。

4款1項1目県補助金、浄化槽市町村整備推進事業費県補助金でございます。補正額18万3,000円を計上しておるところでございます。これも、国庫と同じく浄化槽市町村整備推進事業の県の補助金を計上しておるところでございます。

6項1項1目の一般会計繰入金でございます。補正額200万円、一般会計からの繰入金でございます。

次ページでございます。

9款1項1目市債、浄化槽市町村整備推進事業債でございます。補正額260万円、浄化槽市町村整備推進事業債を計上しておるところでございます。

119ページ、3、歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費、これにつきましては、財源組み替えをしておるところでございます。

次ページでございます。

2款1項1目浄化槽建設費でございます。補正額476万8,000円を計上いたしております。詳細につきましては、15節の工事請負費、浄化槽設置工事費でございます。476万8,000円を計上しております。

これにつきましては、当初、7人槽の10基で予算を計上しておるところでございます。今回、変更が生じたのは、流川の公民館、それから、妹川保育所跡の直売所、それと、鷹取のほうでカフェというところで、標準7人槽の10基を計上しておりましたが、それぞれの施設が20人から25人というふうな規模の大きい施設が建設されるわけございまして、浄化槽にもその使用人員に対応する20人槽あるいは25人槽等の設置に伴います工事の差額を今回、補正をしておるところでございます。当然これにつきましては、国、それから、県の補助、該当するところでございます。

次ページ、3款1項2目の公債費の利子でございます。3万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、市債利子の確定によります補正を計上しておるものでございます。

続きまして、122ページでございます。

4款1項1目の予備費でございます。補正額86万6,000円。これにつきましては、歳入歳出の調整によるもので今回補正を上げておるところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これで繰入金であります、200万円繰り入れを補正してありますが、合わせますと3,500万円になるわけですよ。いただく金は分担金及び負担金が110万円ですね。それから、使用料、これが1,362万8,000円ですから、いただくのは1,500万円しかいただかないわけですよ。そして、繰り入れはその倍以上ですね。1,500万円いただいて、そして3,500万円出すわけですよ。その工事費が今、出されてありますが、この中で流川公民館ということが聞こえましたが、流川公民館は下水道には接続しないわけですか。

言いかえれば、私どもは委員会でも申し上げたように、下水道が供用開始になったら公共下水道に接続するというのが3年限定で決められているわけですよ。今まで流川公民館は浄化槽でやっておった。その浄化槽が小さくなったから大きいのに取りかえるというような話ですか、じゃ、公民館は公共下水道には接続しないということなんですか。いわゆる法律に反しているようなことを今、おっしゃっていますが、そのとおりでいくわけですか。じゃ、公民館はもう浄化槽設置しておったら浄化槽だけでいくかどうか。この点について、いま一度答弁願いたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） まず、繰入金の御質問でございます。

この浄化槽の会計、これはまさしく独立採算というところでございますが、これは休会中の委

員会の検討会のほうでもお話をさせていただきました。やはり収入をもって歳出、経営をということですが、申しますように、やはり歳出に伴います分を収入に転嫁というのは、もうちょっと時間がかかるのではなかろうかというところで、この辺につきましては、やはり審議会等を踏まえながら将来的な展望といえますか、そういったところを検討していかなければならないというふうに考えております。

それから、流川の公民館でございますが、やはり基本は下水道に接続というのが基本ではございますが、やはりどうしても費用対効果的に下水道ではいけない、逆に浄化槽のほうが費用対効果というところで経費的に節減できるというふうなところもございます。基本は処理場を持っておりますから公共下水道というところがございますが、条件的に費用対効果を見て、やはり浄化槽でなければならないというふうなところもございます。一概にそういった、高低差もございません。ポンプアップの必要なところも出てくるかと思えます。長期的に見て、やはり公共下水道なのか浄化槽なのかというふうなところは見ながら、現場現場で判断をして、そういった浄化槽でいくべきところは浄化槽というふうなところでも取り組んでおるところでございます。

○議長（榎川 正男君） いいですか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） その判断は誰がするわけですか。何か基準ができていますか。じゃないと、これはやっぱり下水道に接続しないという風潮が広がってくるわけですよ。浄化槽だけでも、この公共下水道とか、そのほうが料金改定になりますと、ますます金額が上がっていきますよ。そうした場合に、やっぱり自分でつけとった浄化槽のほうがいいということになりますと、だんだん接続件数も減ってくるということになりますよ。

しかし、ここに一般財源が135万5,000円ですね。それを一般会計から繰り入れることになったらわかるんですよ。ところが、200万円繰り入れて、いわゆる浄化槽建設費には135万5,000円で、あとは予備費に持っていったおでしょう、200万円繰り入れたのを。何でもこういうことをしなきゃならんわけですか。200万円繰り入れて建設費には130万円使って、残りは予備費に転嫁しているわけ。予備費をふやしているわけ。200万円増額した根拠はどこにあるわけですか。これについて、いま一度答弁願いたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この浄化槽の建設でございますが、標準ですと7人槽ということで予算立てをしております。今回のように大型化になっていきますと、想定できる工事もやはり想定できないような状況もあるのかなというところで、今回、現在のところ工事費は標準工事ですけれども、実際の工事に移ったときに、そういった予算も生じるというところもあるというところで、今回、こういった予算の計上になっているかというふうに思っております。

○議長（榎川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 加えまして、一般会計からの繰り入れを200万円にした理由についてでございますが、予備費のほうが補正前の額で106万3,000円ということで、100万円を切るような予備費になってくるということもありましたので、繰り入れについては、その分の余裕を持ってということで200万円の繰り入れをさせていただいておるところでございます。

○議長（榊川 正男君） いいですか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 三園議員の関連ですけど、120ページの浄化槽建設費476万8,000円の説明をいただきました。それで、ちょっと気になるのが、今まで下水の、きょうも閉会中の報告をいたしました、流川の公民館ということの説明で、あの区域、下水道区域内だと思うんですが、それで、費用対効果によって判断をしてというのは初めて聞きました。公共下水がいいのか浄化槽がいいのかという、そういう制度そのものがそうになっているんですか。初めて聞きましたが、その辺の判断をもって浄化槽にするか下水につながるか、そういう制度になっているんですか。まずそれをお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（榊川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 公共下水道処理区域内でのそういった浄化槽の計画があるというところがございます。実際、具体的にやはりそういった場所もございます。といたしますのが、やはり地形勾配等がありまして、そこに流すためにはポンプアップが必要だということ、それと、そのポンプアップをするときに、周辺、ある程度の利用区域が多くなってくると、処理件数が多くなってくると、やはりポンプアップをしてでもつなぎ込みをします。ただ、反対に1件とか2件とかの場合に、そこであえてポンプアップをしてまでも流入をしたほうがいいのかというようところで、そこで検証しておるというのが事実でございます。

○議長（榊川 正男君） いいですか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の説明からすると理解できないわけじゃないんですよね。でも、そういう公共下水の区域内についての、遠く1件離れているという、これについては理解をしておりました。ただ、こんな公共施設ですよ、流川公民館、立派な施設ですけど、あそこは浄化槽というのは全く存じておりませんでしたし、委員会の中でもそういう話は一切出てきたことがないから、ちょっと今、説明を聞いて、あれっと思ったんですけどね、今どきこんな話というのはおかしな話でしょうけど、事実です。うちの委員さんたちも、それはほとんど御存じないということでありました。

だから、それならそれで、そういう判断のあり方というのをきちっと打ち出してくれませんか、うちの委員会のほうに。でないと、突如とこういうのが出てきても、またこれ、やりとりしても仕方ありませんから、この場ではこれで結構ですけど、委員会の中できちっとそういう考え方を

ぜひはっきりさせていただきたいと思います。答弁願います。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今の件でございます。精査をいたしまして、委員会のほうでまた報告させていただきたいと思います。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 黙っておこうと思いつたばってん、ちょっと一言言うときます。

もう何年もかけてやりよるとですね、下水道の接続というとは。そいけん、下水道区域内は、どげんかして推進して、みんな、総務産業委員も職員と一緒にあって、もう何年もかけてやりよるとに、こういう問題をぽんと出してもらうと、今、江藤委員長が言うたごととなるとですよ。そいけん、やっぱりなるだけ下水道を考えていただきたいと。特に公共施設ですよ、これは。率先してやってもらわんと、市営住宅関係も結構まだあります。

それで、市は全然建てかえのときしかできんということで、私、何年も前に言うたことがあります、建てかえのときに下水道につなが込みますと。新築するまでは待ってくださいと。やっぱり市が率先してやらんことには一般の住民に押しつけても一緒だろうと思いますので、まずその辺をよく考えてやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今の御質問でございます。公共ますを設置されてある方の接続推進と、これは事業所も同じでございますが、現在、一般の世帯については公共ます設置の件数から設置しておる部分が先ほどもありましたように70%ということで、まだ30%が未接続、公共ますを設置後、まだつないでいないというような結果でございます。これについては、やはり推進をしていかなければならないということで、ことしについては、未接続世帯にもアンケート等やって推進をやっていこうというふうなところを図っておりますので、ただ、これがすぐに接続につながるかというのは、ちょっと厳しいところもあるかと思いますが、そういった一つのアクションを起こすことによって、こういった接続の向上につなげていかなければならないというところで、いろんな検討をやっておるといのか、実施もやっておりますが、そういったところを検討しながら、今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（榎川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 何か私の質問と今、ちょっと答弁が的が外れておったような気がします。率先して公共的な建物はやってもらいたいということですよ、接続を。それができますか。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 公共施設等については、当然そういった推進はやっていかな



ければならないというふうに考えておりますので、今後もそういったところで進めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 先ほど閉会中の総務産業委員会からの調査報告があつて、把握はしたんですけれども、今、浄化槽の問題がいろいろあつているんですが、公共下水道は敷設されているところの浄化槽の設置の問題が今なつていると思うんですけど、一つネックが、この報告書にも先ほど委員長からの報告もあつたように、いわゆる浄化槽と公共下水道との料金格差があるということで、委員会では改定は困難と見解が一致したとあるんですね。何か一致したなら仕方ないのかなと思いますが、今後の対策、解消として、消費税の改定時に考えると、微量でも、わずかでもというようなことも書いてあるんですけど、累計赤字の解消で浄化槽と公共下水道の費用格差をここでは図るというようなことの報告があつたんですけど、それに対してはどういうふうに、この委員会の報告どおりでやろうとしているんですかね。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 料金改定につきましては、現在、うきは市のほうでは、うきは市下水道等事業推進審議会というのがございます。まずこちらのほうで、そういった料金については検討していただくというふうなところでございます。

今回、閉会中の議員様たちの意見というところでもございました。市のほうからこうというのも、まずはそういった現状の経営状態を委員さん方に報告をしながら、その経営状態の中で、審議会のほうでどうやって、その中で検討をしていただいて、料金等の見直し等検討をしていただきたいと。

ですから、まずは審議会の中で今後、検討を図っていくというふうなところになるかと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） その料金改定審議会の中で、今も含めて大口の費用、下水放流量の計算根拠がちょっとずれているところがありましたよね、温泉等ですね。その辺のところも一緒に審議会の中で当然されると思いますけど、それも含めて料金改正をこの機会がいい時期かなと思いますから、ぜひお願いしたいと思いますから、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの議員の意見、十分肝に銘じて次の審議会のほうでも提言をしてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第80号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は可決することに決しました。

---

## 日程第12. 議案第81号

○議長（榎川 正男君） 日程第12、議案第81号農業委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 農業委員会の松尾でございます。議案書3ページをお開き願いたいと思います。

議案第81号農業委員会委員の任命について。

うきは市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

候補者の住所、氏名、生年月日、職業につきましては、本日、配付しております議案書を御参照いただきたいというふうに思っております。

この案件につきましては、さきの全員協議会の中でも御報告させていただいております。

任命に係る農業委員の候補者につきましては、16名でございます。委員会構成として、要件としてございました認定農業者の数につきましては、16名中11名ということで、要件を達成しております。過半数を超えております。また、利害関係を有しない者として、県職員OBを1名、候補者として出しておるところでございます。また、年齢、性別等に著しい偏りが生じないようという法の努力目標につきましては、女性委員2名、50歳未満の青年委員1名を候補者と

しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） この農業委員会に関しての人選に非常に苦慮されたということは全協でも申し上げたと思いますから、いろいろ選考されて、いろいろなことを考えてこういうふうになったと思います。だから、なっている方に対して云々じゃないんですが、地域ですね、見れば、旧吉井地区には1名もいないと。福富が1名、千年が2名、江南が1名ということで、地域性がちょっと偏っているなということで、あのときも少し触れたかと思うんですけど、その辺がいかかかなと。水田、田畑の面積と人口等、いろんなことを比例して、ちょっと偏っているような気が私はするんですね。だから、その辺が、もうこういうふうになんかの議案が出ているから、これから変えるということはできないかと思いますが、こう決まればこれになると思うんですが、その辺に支障がないように、推進委員の方もおられるから、それはないとは思いますが、平等によく見られて、農業委員会の委員の方が偏った私見でしないように、地域性とかのないように、ぜひ農業委員会の中での運営できちっと監視しながら——監視という言葉は悪いかもかもしれませんが、いろいろ状況を判断しながら、農業委員会の事務局としてもきちっとその辺をやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 農業委員会の公募の関係につきましては、各自治協のほうにも制度改正の御説明にお伺いしましたし、その中で、農業委員としての特殊性といいますか、そういったことから、地域でも御推薦をお願いしたいということで説明に回っているところでございます。

今、議員御指摘のとおり、地区で1名とか2名とかいうばらつきがあるんじゃないかということですが、もともと地区割りをして、例えば、江南校区が1名とか2名とか、そういった形での選出というものではございませんので、それぞれその推薦団体の御判断等も含めまして、候補者として選出をされているものというふうに理解しております。

議員御指摘のように、今後、市の農業委員会の業務の中で、いろいろな問題といいますか、地域性による問題のなところにつきましては、発生しないようこちらとしても十分委員とか、それから、今度新設されました農地利用最適化推進委員の皆様ともお互いに協力をして、目的はうきは市の農業振興の発展というのが一番大きな課題でありますので、その達成に向けて、各委員が協力して、連携してできるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 松尾課長にお尋ねをさせていただきますが、その前に、藤田議員からも全協の中で出ました。コミュニティー、自治協議会を通して人選が行われたと思います。いろいろ苦慮なさったと思うんですけど、一つ大石の例を申し上げておきたいと思います。

自治協議会のほうから、2つの法人がありますけれども、ぼんと電話連絡で選んでくれということがありました。それに内部でちょっとトラブルしました。新しい国の農業政策をいかに推進するかという非常に現実的な命題でこういう制度が変わっていて、より今まで農業委員会よりかさらに振興を深めるための政策的な制度ですよね、これを切りかえたのは。それを人を決めるときに、例えば、委員会に来る前に区長さん方にも連絡があったと聞きました。そしたら、区長さん方も農業を全く知らない、自治協議会も農業の制度とか現状を知らない、そういう人たちが決め切らんからぼんと来たんだろうと思うんですけど、電話一本でということで、ちょっといろいろトラブルしました。結果的には法人の中からそれぞれ交互に推進委員としようということになりましたから、もう少しその辺を推薦なり、それを決定する手続をとるのであれば、しかるべき重要性というものをしっかり認識した上で手続をとるようになさったと思うんですけど、現実はそのようことなんですよ。これは大石だけの例ですけどですね。それは事実です。

だから、これはこれで新しい16名の委員さんが決められたわけでありますが、今のみやま市の例もきょう閉会中の報告を申し上げましたとおり、今、うきは農業は確かにおくれていると思います。これをやっぱり農地の問題とか、いわゆるもうかる農業とか、特にうきはは基幹産業はフルーツ王国という、口にするように、非常に大事な業務になろうと思いますから、残る人が3人ですよ。あと13人は新たな方です。だから、その辺をしっかりと最初の教育、任務というものをしっかりと植えつけて進めていただきたいと思いますし、その辺の教育計画がどう課長、考えておられるのか。

もう一つは、推進委員の方はいつ。もう事実上決まっていると思うんですが、その説明も、推進委員の方の名簿等もいつただけなのか、その辺もあわせてお伺いをします。答弁願います。

○議長（榎川 正男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 正和君） 今回の制度改正に基づきます委員の選出については、自治協のほうに御説明をして、ぜひ地域的なことも踏まえた上でのお願いをしてきたところであります。そこから下のほうにどういうふうな形でおりにいったかというのは私も詳しくは存じ上げておりませんが、やっぱり自治協とかも農家の方がいいんじゃないかというふうな、いろんな御判断はあったのではないかというふうに思っておりますので、そこら辺は、今回のいろんな選出に当たっての問題点等も把握をしておりますので、そこら辺は、3年後もまた来ますので、そこら辺は一定整理をしながら、今後の対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、農地利用最適化推進委員の関係につきましては、各地区ごとに定数が定められ、そ

の上で、市内として21名の推進委員は候補者として上がっております。もうはっきりしております。それで、任命といいますか、委嘱につきましては、市の農業委員会のほうで委嘱をするというふうな形になっておりますので、市の農業委員会のほうで承認を受けまして、委員さんと一緒に委嘱のほうを進めていきたいというふうに考えております。

それから、教育というのはおこがましいと思えますけれども、やっぱり制度の内容について、特に今、流動化の問題とか遊休農地の解消、発生の防止の問題とかいろいろな命題が数多くありますので、そこら辺の大きな柱については、就任して早い時期に勉強会といいますか、研修会とかいうふうなことで予定をしております。また、研修の内容によりましては、県の農業会議とかにも御相談を申し上げて、詳しい説明を進めていくようなところで、今計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第81号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は同意することに決しました。

---

○議長（榎川 正男君） ここでお諮りします。

このまま続けるか、一度休憩を入れるか、昼休みをとるかの3択で、どれがいいでしょう。  
(発言する者あり)

じゃ、ここで暫時休憩とします。1時半より再開します。

午後0時23分休憩

午後1時30分再開

○議長（榑川 正男君） 再開します。

**日程第13、議案第83号**

○議長（榑川 正男君） 日程第13、議案第83号字の区域の変更についてを議題とします。

説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 議案書6ページをお開きください。

議案第83号字の区域の変更について。

本市内の字の区域を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

1、次の区域を浮羽町新川字白土向に編入する。

浮羽町小塩、字尾頭、地番4843の1の一部。この区域に隣接する水路である公有地の全部。

2、次の区域を浮羽町小塩字尾頭に編入する。

浮羽町新川、字白土向、地番4623の2の一部、4624の一部。これらの区域に隣接する道路である公有地の全部。

この件につきましては、県営農村総合整備事業により実施しました小塩地区2.5ヘクタールの圃場整備が完了しましたので、その換地処分を進めるに当たり、字の区域の変更を行うものがあります。

本日お配りしております別紙の図面をごらんください。

箇所は、浮羽町小塩白土でございます。

1ページめくっていただいで、ここはゴルフ場浮羽カントリーから流れ出ております一条川と小塩の大持から流れ出ております楮原川との合流地になります。

議案で御説明しましたように、上の黄色の色で着色しておりますところが、新川の白土向というところでありましたので、それを小塩字尾頭のほうに編入するものです。

少し上って上流緑色の部分、ここが字尾頭の部分を新川の字白土向のほうに編入するものでございます。

以上でございます。

○議長（榑川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第83号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第92号

○議長（櫛川 正男君） 続きまして、日程第14、議案第92号うきは市農村地域工業等導入地区及び企業立地の促進等による地域に対する固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 税務課長の山崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案書22ページ、議案第92号うきは市農村地域工業等導入地区及び企業立地の促進等による地域に対する固定資産税の課税免除に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成29年12月8日。うきは市長高木典雄。

続いて、23ページから25ページにかけて条例がございます。これについて説明をさせていただきます。

今回の条例制定は、さきの全員協議会の折に説明しましたように、上位法の改正について行うものでございます。

まず、企業立地促進法が一部改正により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法となり、固定資産税の課税免除の対象条件等を規定し直す必要が生じたこと、また、農村地域工業等導入促進法の一部改正で、課税免除の規定がなくなったため、関係する規定の削除を行う必要が生じたことにより、条例の全部改正を行うものでございます。

この地域未来投資促進法は、企業立地促進法の発展法として施行されたもので、国の基本方針に基づき、市町村または都道府県が策定した基本計画を国が同意し、その後、事業者が地域経済牽引事業計画を都道府県に申請し承認を受けた場合、課税免除などの支援措置を受けられるという内容です。

平成29年9月29日に福岡県の基本計画が国の同意を得られましたので、今後、該当する事業者の固定資産税の課税免除を行うため、条例の制定を行うものでございます。

まず、第1条についてでございます。第1条は、今回の条例制定の目的をうたっております。

第2条は、課税免除について規定しているもので、基本計画の同意の日から5年以内に県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って設置した、取得価格合計が1億円を超える家屋構築物及びそれらの敷地である土地に対しての固定資産税を3年間課税免除するものでございます。この課税免除分につきましては、減収分の75%が普通交付税で補填されることになります。

次の第3条以降につきましては、基本的に改正前条例の規定をうたっておるものでございます。

まず、第3条は、課税免除の申請手続について規定しているものでございます。

第4条は、課税免除の決定までの間、土地に対する固定資産税の徴収を猶予することができるという規定でございます。

第5条は、その徴収猶予を取り消す場合の規定でございます。

第6条は、固定資産税を徴収した後に課税免除になった場合の還付に関する規定でございます。

第7条は、規則への委任を定めた条項でございます。

最後に、規則で、施行期日は交付の日からとし、改正前条例の適用の経過措置をうたっているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この規定は、先ほど説明があったように、今までの農村工業導入地区の条例が決められてあったわけですよ。それが国のほうで全面廃止になったですね。したがって、この条例を国に準じて制定するわけでありますが、今までと違うことが出てくるわけですね。

例えば、今まででいきますと、第2条の2項に、いわゆる特定事業者のものについて、償却設備ということが使われておったです。第2条の（1）特別償却設備。この中には、途中にありますように、家屋及び償却資産で所得税法云々というのがあるわけです。それも今までは免除になっとったんですね。というのは、今度の法律では土地ということですから、限定されることになるのか。あるいは償却資産等についても減免されるのかどうかというのを1点ですね。



それから、附則で従前の条例の適用ということですが、そうなりますと、今度の条例では、いわゆる課税免除の申請ということですよ。ところが、前の条例でいきますと、これは課税免除の手続ということになりますね。今度は申請ですけど、以前のやつは第2条で課税免除の手続、条例第3条または第4条の規定によるということになっておるわけよ。この辺がどうも、何で前の条例がそのまま生きているのかですね。この点について説明をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） まず第1点目の償却資産が対象になるのかというような御質問だろうと思います。

議員が御指摘の分は、農工法の部分をおっしゃってあるんですね。だと思っので、今回といいますか、その前の企業立地促進法と今回の地域未来促進法の関係につきましては、償却資産のうちの機械と装置類は対象にならないということで伺っております。大きく言えば償却資産の中には入りますけれども、その償却資産の中の機械と装置類は対象にならないということでございます。こちらの条例の表現では構築物という表現をしておりますけれども、構築物も固定資産税的に言えば償却資産に入りますので、大きな枠としては償却資産対象になりますけれども、そのうち対象にならない分がありますので、ここでは構築物というふうに限定をさせていただいております。

それから、2つ目の御質問ですけども、今回、条例を全部改正でさせていただいて、従来は農工法と企業立地促進法と2つの法律に対応した条例でしたけれども、今回、地域未来促進法の分に一本化しておりますので、そのときに、ほかの団体の分も条例等も参考にしながら、こういうふうに条例を改正しましたので、そういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 確かに農工法ですね。これが廃止になって一本化されるわけでしょう。ところが、うきは市では、経過措置の中で、まだ従前のものが残るということでしょう。したがって、従前のものについては、いわゆる免除の手続をしなきゃならんということになるでしょう、残っていますから。これはいつまで残すわけですか。ずっと残すわけですか。だったら全部改正の意味がないでしょう。全部改正ということは、本当は前のやつ、農工法というのは廃止になって新しく一本立ちしなきゃならんのに、うきは市ではまだ前のやつはそのまま生きている。新しいのは新しいのでいくと。

だから、前のは、いわゆるきちっと用語で決めてあったわけですね、償却資産ということで。今度は償却資産は構築物になるということですが、ここに括弧はしているわけですね。いわゆる構築物、当該対象施設の用に供する部分に限る。ということは、どのことですかね。部分に限る。

それから、事務所等に係るものを除くということですよ。この点について、どうも意味が不明ですから、いわゆる今度新たに制定する条例の趣旨がわからんわけです。農工法が廃止になるから一本化する。ところが、うきは市ではまだ前のやつはそのまま残るとのことよ。読みかえはできんわけですか。新法の名に読みかえるというようなことは。じゃないと、非常にややこしいことになる。これは前のやつも全然廃止はされんわけですよ。前の適用がそのまま従前のおおりのことになりますと、前のやつも残しておかんと進められんでしょう。何でこういう2通りのことが実施されるのかお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） まず、構築物の括弧書きの関係ですけれども、これについては、構築物が全て対象になるわけじゃなくて、その対象施設の用途に供する部分に限りますということで限定をしているものでございます。ここの部分は、先ほどちょっと説明の中でも触れましたように、交付税のほうで減収補填の措置がございまして、そちらの条件に合わせた内容になっているところでございます。

それから、従前の規定の部分との関係ですけれども、議員御指摘の農工法の部分は、実は平成21年12月21日取得分までにした分がうきは市としては最後の適用の部分になっておりまして、今現在ではもう適用がございません。今適用が残っているのは、企業立地促進法の部分が残っているということで、その部分は3年間の経過措置を設けるということでございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて、先ほど説明の中で福岡県が計画を申請して合意を得ているというふうな報告がありましたけれども、そういう意味では、福岡県の中で私もうきは市自体がどういう計画を持って、あるいは事業の策定というんですかね、そういう計画があるかどうかを1点目、お尋ねしたいというのがあります。改めて企業促進法を申請する計画があるかどうかということですね。

それともう一つは、課税免除ということになりますので、そういう意味では、今現状、うきは市の税収等の関係でいうとどうなるのかということをお尋ね、この法律が施行になって、猶予期間があったとしても、今後どうなるのかをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 今、2点の御質問をいただきました。

1点目のうきは市の計画はどうなるのかという御質問ですが、今回、地域未来促進法については、福岡県でまとめて一本の計画を立てております。こういった計画が全国で70カ所計画がされまして、そのうち福岡県はもう全域をされるということで、9月29日に国の同意を受けたと

ころでございます。

それから、2点目の課税免除で税収はどうなるのかという御質問ですかね。この分は、先ほどもちょっと説明しましたように、75%分が交付税に算定されますので、残りの25%分が純粋にうきは市の持ち出し分になりますので、その分が減収にはなりません。

○議長（**櫛川 正男君**） ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 **江藤 芳光君**） それでは、今、岩淵議員から計画の話がありました。県のほうの計画同意は終わっているということですけど、それで、福岡県を一くりにしての計画で、当該うきは市もその一角に入るという、県内が入るということですけど、ネットのほうでいろいろ調べたんですけど、地域未来投資促進法の概要の中で、国の基本方針としては、基本計画については市町村及び都道府県の同意となっているんですね。だから、もう県が受ければそれはいいんだというふうな解釈になっているとは思いますが、いろいろ拾いますと、いろんな多彩な計画が70という自治体の話ありましたが、これは都道府県も含んでの70かわかりませんが、そのあたりは、うきは市の計画を立てて、県の計画の中の一角とするということになるだろうと思うんですね。この条例を全部改正して地域未来促進法という法律に基づいた条例を改正するんですが、まず、うきは市としてこの計画の概要を、ただ条例を改めるだけの話ではないと思うんですけど、うきは市のあるべき計画があろうというふうに思うんですね。その概要を教えてくださいませんか。うきは市はこの地域未来投資促進法に基づいてどういう未来像の計画を描いて、この条例の改正は、いわゆる親法が改正したから整備したんだということでもなかろうというふうに思うわけですね。

と申しますのが、この法律の概念については、従来型の製造業等の設備投資が力強さを欠くなど課題も存在、この背景には、地域経済を支えてきた製造業では地域での新規立地の低迷、非製造業では大都市圏にビジネスと投資が集中したことが上げられる。このため、地域経済の好循環が実施されにくいために法律を改正したとあるんですね。だから、条例を出すということになれば、やっぱりそういう、うきは市の基本的な考え方はこの条例とともに当然あるだろうと思いますので、それをお聞かせください。

○議長（**櫛川 正男君**） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（**田籠 正規君**） ブランド推進課田籠でございます。今御指摘のうきは市の考えでございます。

まず、この福岡県が立てました基本計画でございます。こちらについては、福岡県全市町村の分を一括して県のほうで取りまとめをして、ある程度県のほうで内容もされております。そこにうきは市の思いが入っているのかということでございますけど、今回、今先ほど議員が言われていましたように、いろんな前法ではある程度決まった産業にしか該当しないようになっておりま

したけど、今回は全ての産業が対象となっております。

特に福岡県が進めております、見てもらえばわかるかと思いますが、8つの重点的な産業がございまして、そちらのほうに何らか産業は当てはまるんじゃないかなろうかということで解釈をしております、市独自の考えというのはこの計画の中では直接は出てきておりませんが、従前から企業誘致につきましては、産業団地等も造成を県のほうでやっておりますので、そういうところで推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） いいですか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ということは、もう県の、ここに資料をいただきましたですね。対象業種は8つ。これが福岡県の考え方だと。今のところは、うきは市としては特段のあれはないという理解でよろしいんですか。ということは、この条例をあれしても、特段この条例は親法が改正されたから、その受け皿として整備するということによろしいんですか。

非常に余り前向きの期待をしておったら、そういうふうじゃないみたいですから、いま一度お願いします。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 県のほうの計画としては、このような基本計画になっておりますけど、市といたしましては、引き続き企業誘致については努めていきたいと思っておりますし、こちらの計画が策定されました、これに合わせないとなかなかそういう税の免除とかができませんので、そういうところで今回の条例の改正をさせていただいたところがございます。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） せんだって全員協議会のときいただいた資料ですね。その資料を見ますと、いわゆる現行企業立地促進法としているわけ。それから、改正後が地域未来投資促進法と。その下に、県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた者のうち、主務大臣の確認を受けた者としておりますが、いわゆる大臣の確認がないとこの法律は適用できないということでしょう。主務大臣の確認を受けた者と。それはこの条例のどこに書いているわけですか。第2条はそのようなことは書いていないわけですよ、課税免除はですね。主務大臣というのは出てこないわけですよ。「当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物」、そして、その後、対象施設の用に供する部分に限るものとする。「事務所等に係るものを除く。」で、一番下になりますが、「に対し課すべき固定資産税を課さない。」ということですが、主務大臣というのはどこに出てくるのか。

どうもせんだっていただいた資料と内容が違うわけですよ。ここに主務大臣の確認を受けた者。

じゃ、確認を受けていないのはどうなるわけですか。大臣の確認を受けていない者。県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた者のうち、大臣の確認を受けた者はこの条例の適用。じゃ、大臣の確認を受けていないのは適用にならないということですか。

で、業種指定なしはわかりますよ。それから、促進区域は市内全域ということで、括弧して県内全域ということでわかりますが、主務大臣の確認を受けた者が適用になるということと解釈できるわけですか。それは第何条でうたっているのかですね。これについて、明確に答弁してください。3回目ですから。

○議長（櫛川 正男君） 税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） ただいまの御質問に対して、主務大臣の関係ですけれども、これにつきましては、表現的には上位法の地域未来投資促進法のほうに出てきます。第4条第6項で、まず基本計画については主務大臣がその同意をするものというふうにうたいがございます。

議員御質問の、主務大臣の確認を受けられない部分は対象になるのかどうかという点につきましては、今回の条例の課税免除の対象にはなりません。減収補填の交付税の基準と合わせた取り扱いをしていく予定にしております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） いわゆる地域未来投資促進法の概要を持っているんですが、この全部改正条例の内容というのは、もうほとんど主要な法律に基づく主な支援措置の中で、税制による支援措置が主体になっていますよね。その中で、もう一つは規制の特例措置等という項目がありまして、例えば、ここで農地転用の許可というものが規制緩和というようなことが書かれておりますが、やはり、うきは市のバイパス沿いの北側というのは開発行為の規制がかかっているだろうと思うんですけど、いろいろ読むと、私も条例を読みましたが、そういうふうな発展的な思いがこの条例に込められているというふうに思って読んでみたところですけども、話からすると、福岡県が一貫してうきは市には特別今のところはこれに係るものはないであろうということですが、これが税務課の所管で扱っておられますから、田籠課長も中身は答えいただいていますけど、そういう期待をしておったんですけども、今のところ、それはまだ今からの話も、まだ白紙の状態ということなんですね。重ねてお聞きしますが。

以上、3回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 今、御指摘の税関係につきましては、確かに減収の補填がございます。それと、いろいろ今回の法におきまして、いろんな規制緩和じゃございませんけど、農地の転用も原則的に緩和されているような状況もございますが、そういうふうな方針はございますけど、実態といたしましては、なかなか今までどおりの農地の転用というようなと

ころになっておるようでございます。転用はできるようにはなっているんですけど、まだ抱えている工業団地とかがあれば、そちらのほうが全部埋まるまではできないとか、そういういろんな農地の転用の縛りもまだまだ従前と変わらずでございます。

まだできたばかりの法律でございますので、今後いろいろ勉強させていただきたいと思えます。

○議長（榊川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第92号については委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は可決することに決しました。

---

### 日程第15、議案第93号

○議長（榊川 正男君） 日程第15、議案第93号うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 学校教育課長の権藤でございます。議案書の26ページをお開きください。

うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

議案の朗読は省略いたします。

次のページ及び別紙条例新旧対照表の1ページをお願いします。

うきは市立学校設置条例の一部を改正する条例。

うきは市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1 姫治小学校の項を削る。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 市立学校の統廃合関係について、改めてこういう形で条例を出されたということについて、正式な場がなかったの、改めて質問させていただきます。

今回、姫治小学校の項を削るという条例案でございますけれども、削除ではなくて、条例の中に残して休校とか、そういった検討はなされなかったのかどうかお尋ねしたい。非常に寂しい話でありますけれども、新川・田籠に再び学校が必要となる時期が今後ないという意味合いも含めて、その辺の検討をされたかどうかを御確認したいというふうに思っています。

2点目は、市長や、あるいはこの間、総合教育会議等を含めて、変更の時期、統廃合の時期について、新学習指導要領の改定ということを書かれておりました。そういう意味からのスケジュールでした。統廃合に進むに当たって、行革答申の中身、それから、そういう意味の言葉を言われていたというふうに思います。そういう意味では、新学習指導要領の国語や外国語活動ということは、全国進められるわけでありまして。そういう中で、複式学級で今回いろいろ進めてきたわけですが、全国の中では、新学習指導要領の中でも、当然ながら複式教育をされている地域も出てくるだろうと思います。そういう意味では、なぜ新学習指導要領の改定期間という前提の中で進めてきたのか、その辺のところをお尋ねしたいと。時期を決めてきたのかお尋ねしたい。

それから、3点目、今回の姫治小学校の項を削るという点については、住民の方々の意向も含めてあるというふうに伺っております。ただし、子供たちの教育的観点からの議論が不足しているように思っています。

学校というのは公共的な性格を持つのとあわせて、教育のあり方がその中に含まれている存在であるというふうに理解しております。そういう意味では、廃止する学校で子供たちが教育されてきた中身が統合する学校へ具体的にどういうふうに生かされるのかという議論とか、そういう意味では、今後のそれ以外の地域での統廃合の議論で生かしていかないといけないのではないかと、ということを少し思っております。その辺について、どうお考えなのかお尋ねしたいというふうに思います。

それから、4点目に、地域の中で学校がなくなるということになるわけですが、人口動向や産業、観光に対する影響がかなりあるというふうに思います。そういう意味では、地域——今、この地域は伝建地域でもありますし、今、文化的景観の策定作業もしている地域であります。そういう意味では、その十分な議論がまだされていない段階で、説明も私たちも十分されて

いていないというふうに思っております。今後、そういう意味では、進め方としては余りよろしくないのではないかなという気がちょっとしております。そういう意味では、地域の総合的な政策の中で合意をするというふうなことが必要ではなかったのかなという意識を持っております。そういう点で、今回のところが本当に適切なのかどうかということについてお尋ねしたいというふうに思っています。

以上、4点です。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 1点目の休校とかそういうのを検討したのかということについてですけれども、8月21日に姫治小学校の閉校についてPTA会長のほうから報告を受けました。これにつきましては、もうこの報告の中に閉校という言葉で上がってきておりましたので、休校は考えておりません。本来、うちの考え的には、複式学級のところをなくすというふうなことで考えていましたので、姫治小学校がまた以前のように子供が多くなるということも考えにくかったので、休校については考えておりません。

2点目のスケジュールですね。平成32年度より新学習指導要領の改定によって新しく英語と道徳の授業がされます。その中で、子供たちが児童同士が語り合って教育を進めていくというのが主なテーマになっている。このことで、姫治小学校等については、もう地元の子供さんたちが5人しかいない、こういう現状の中で、複式学級であっても同学年の子、今度は授業ですので、5年生は5年生の授業、6年生は6年生の授業として教科を展開していくんですけども、それが実際に語り合いとか議論し合うとかそういうのができないということもありまして、このスケジュールで進めさせていただきました。

3点目の住民の意向ということで、子供たちのこと、教育的環境を具体的に考えているのかという御質問だったと思うんですけども、実際的に、姫治小学校の統廃合が決まりまして、御幸小学校のほうに事前に交流の機会を設けております。子供たちは、最初のころは戸惑ってからなかなか受け入れられないところもありましたけれども、今は子供たちの意見の中に、楽しい、みんなとこんなに一緒にやれるということは楽しい、そういう意見が出るような形になっております。私たちは、子供たちのそういうことを一番に考えながら対応を進めていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 生涯学習課の瀧内です。地域の振興の関係だと思っておりますが、今、市役所の中でも関係部署によって学校統廃合に向けた地域振興についての会議も進めておるところでございます。



今回、姫治小学校につきましては、先ほど議員様のほうからもお話がありましたが、伝建地区と街環エリアと文化的景観のエリアが重なる地域ということで、そういったことで、生涯学習課としましては、そういったことを通じて地域の振興とかを図っていきたいというふうに考えています。

また、おっしゃられたとおり、文化的景観につきましては、今、選定に向けて事務を進めている段階で、今、地元説明会を開催し、今後、3月議会で文化的景観の条例化を図っていく予定で今進めています。それで、来年度、文化庁から選定を受ける計画で今進めておる段階でございますので、また何かできてきましたら、おこなっているのかなと思いますが、着実に手続を進めているところでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ちょっとずれがあるね。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 一応今、最後の回答については、地域政策というのを考えるべきではないかなと。そういう検討が、これは市長にきちんと聞いてほしいんですけど、総合的に成り立っていないというのが私が思っているところです。確かに8月21日に行政のところから説明会を受けて検討した結果について返事をされた。それは非常に大事なことだというふうに思います。ただ、それを決定するのは行政側だと私は思います。その行政側の議論が非常に薄いということを私は言っているだけです。だから、さっき言いましたように、休校とか地域経済とかそういったところの議論を抜きにして、全体として先行事例として進めていくことが後に影響を与えないかどうかということについては危惧しているということでもあります。そのことを、やっぱり今回の統廃合計画、総合教育会議で市長が計画を述べられて、それに基づいて進められてきた経過があるわけですね。そういう点を改めて、今回の地元意向については非常に尊重しなければならない課題だというふうに思いますので、それはそれとして受けまされども、行政側としての対応が非常に不十分ではないかなというのが私が言いたかったことであります。

そこでちょっとお尋ねしたいんですけども、姫治小学校の校舎管理についてお尋ねしますけれども、今後どこで所管するのかということと、維持経費がどのくらいかかるのか、計画についてお尋ねしたいというふうな1つあります。

一応それだけです、ごめんなさい。

○議長（榎川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 姫治小学校跡地というか、4月1日以降の校舎管理につきましては、行政財産から普通財産という取り扱いになりますので、現在のところ、企画財政課が所管をするという形になろうかと思っております。

その管理方法また経費については、今、当初予算案に向けて積算中でございます。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 岩淵議員、3回目です。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて市長に答弁いただければありがたいと思うんですけども、今回の判断について、先ほど私は行政側の判断として不足があるのではないかという疑問というか、思っています。それについて市長はどうお考えか、お尋ねします。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま議員から幾つかの御指摘がありますが、その根幹は、やはり地域の大きなシンボルである小学校がなくなるということは、本当に大変なことだと。それをしっかり受けとめているかというのが底辺にあるのではないかと、このように思います。私どもはしっかり受けとめさせていただいて、ここ数年、地域の皆さんあるいは保護者の皆さんと真剣に話し合っただけで今日まで来たということを御理解いただきたいと思います。

今、学校教育課長のほうから話がありましたように、これまで全員協議会等で御説明した内容の繰り返しになりますが、平成32年4月1日から新しい学習指導要領対応となります。その中では、子供同士の対話的、主体的深い学び、言葉こそなくなりましたが、アクティブラーニングが求められますし、英語の教科化についても小学校5年生から、さらには外国語活動についてはその2年前の小学校3年生からということになります。この外国語活動あるいは英語の教科化についても、やはり子供同士の対話的深い学び、そういうことが求められる中で、私どもとしては、いろいろ広域的に考えなくてはいけないんですが、とりあえずは複式学級の解消に向けて対応していこうということで今日まで来ているところであります。今後も、妹川小学校、そして、小塩小学校についても、しっかり私どもの真意を御説明していきたいと、このように思っています。

その中で、学校がなくなった後の地域活性化というのは本当に重要な話であります。考え方としては、市役所が独自に振興策をどうするか、そして、地元も考えていただいて、行政にまた御要望いただいて、そこで調整する、そういう方向で持っていかななくてはいけないと、このように思っております。

私ども、地元からの要望を待つだけではなくて、副市長を先頭に行政としてどうやっていくかというのを幾つも幾つも今、考えさせていただいております。まだまだこういう場で御説明できるような状態ではないんですが、議員御指摘のように、この新川田籠地区というのは、平成24年7月9日に伝統的建造物群保存地区に選定をいただきました。そして、今まさに同じ文化財であります文化的景観に向けて取り組みを進めております。これを認定を受けるならば、全国初、同じ地域に文化財が2つつくというのは全く我が国初の地域になります。

たびたび申し上げますように、非常にグローバル化が進む中で、片や産業構造とか国民の生活が緊縮化する中で、今、都会の若者が半グローバルというか、ローカル的な、もっと生活の

隅々まで文化の彩りと香りがするような、そういう自然あふれる地域で一生を過ごしたいという、いわゆる田園回帰思考というのが非常にあります。そうしますと、そういう地域で、今、若者がやっている創業といいますか、テレワークであったりビジネスのワークシェアリング、サテライトオフィスという流れもしっかりあります。そういう流れをしっかり受けて、小学校がなくなってもしっかりした地域振興に持っていくべく、いろんな方策を今、考えさせていただいているところだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 岩淵議員のほうから、小学校がこういう形で廃校になっていくということの重みの質問でもあつたらうと思います。それで、ここにおる我々、執行部、議会もそうですけれども、このわずか1行の改正が姫治地区の中心的な一角の歴史を大きく変えていくという大変な意味があるということ、ここにいる我々は認識しなければならないというふうに思っております。

私はこの統合について反対するものでもありません。今回の10年間のマスタープラン、総合計画にしても、公共施設の管理計画にしても、我々議会は賛同いたしております。ただ、振り返って残念なのは、8月4日だったのかな、全員協議会に姫治のPTAなり、それから、山村留学の代表の方から廃止の文書のコピーもいただきましたですね。それで、事実上それで決まったということじゃないんですけれども、権藤課長のほうから8月末そのことを聞いて、その8月末にはもう県に報告をしないと、職員1名と、それに対する交付金なりをいただけないと。その答弁がどうも頭にこびりついて、私の思いは、山3つが一緒に統廃合するというのが一番望ましいと思っていましたから、結果的には姫治3地区がそれぞれでいいという結論にも達した。そういう新川のPTAも山村留学の方も、もうそれで先行してするという条件は整ったんですけど、そのあたりをもう少し慎重に三者一体となって地区がするようなことが、ちょっと待てというのを市長はできなかったのかなという思いがどうしても残像として残っております。

そこで、私は補正予算に今度、バスの購入と車庫を御幸小学校に建設する費用の補正予算が上がっております。そのときに議論すればいいんですけど、なぜここで言うのかというと、ちょっと考えてほしいというふうに思っています。

例えば、御幸小学校に車庫をつくる。そして、370万円の車を置く。何人乗るか知りません、説明を受けていませんから。そうなりますと、今の現姫治小学校校区内からの子供さんたちを迎えに行つて、一般の方も利用できるかどうかわかりませんが、御幸小学校に送迎をするということになります。ならば、あと妹川と小塩が統合になったときには、そのバスで3地区を送迎することになるのだろうとは思いますが、ただ、この地域振興を本気で考えるなら、やっぱりそれぞれに小さなバスが1台ずつ必要だろうというふうな結論に私は達します。そうすると、そ

の地域振興を考えるなら、そのバスをそれぞれのコミュニティーに置いて、過疎化の歯どめをなす有効な、今、買い物弱者の話、いろんなものが報告会の中でも現実的に出てきます。そういうことを総合して考えていくと、御幸小学校に車庫をつくってバス1台置くということが、その既成事実ができ上がると、例えば、妹川と小塩あたりの展開というのがどうなるのかという疑問がどうしても出てきます。そういうことがありますから、補正予算の審議前にこの場をおかりして申し上げておって、提案理由の説明は補正予算あっておりますけど、そこんには、考えられるならば、少し先々を見込んで検討する価値があるんじゃないかというふうに思いますので、基本的な姫治小学校の8月になぜ急がにやいかんようになったのか。子供のことを考えるのはわかるんですけど、それと、もう8月の末に県に報告しないとお金がもらえないと、そういうものはちっぽけなことと思うんですけど、そういう判断がどうしてなされたのかが今も残っています。

それと、車庫の問題、車の運用の問題、この2点についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） バスについては、仮に次に妹川小学校が統廃合になったときには、妹川小学校のほうにもバスを持ってくるつもりでございます。でないと、子供たちの送迎時間というのがどっちにしても一緒の時間に重なってしまいますので、それは妹川が統合する、小塩が統合するというごたふうなことが決まってくれば、それぞれにバスは必要かと思っています。

それと、バスの利用については、学校教育課のほうからも自治協議会のほうとかにどうですかというごたふうな話とかは今までもやってきております。自治協議会のほうから、姫治については、うちはこのごたふうな返事をいただいたので、じゃ、子供たちの送迎に一番都合がよいようにということで、車庫については今回の御幸小学校のほうにということで考えさせていただきました。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） スケジュールといいますか、一連の流れについて、余りにも早いのではないかという御質問かと思えます。また、先ほど岩淵議員のほうからもそういう趣旨のことであったかと思えます。

私ども4月から地域回り等をさせていただきました。その中で、いろんな御意見いただきました。保護者のほうにもお会いして、いろんな御意見いただきました。そういう中で、3つの小学校がございました。その3つの小学校の関係の皆様、いろんな議論を経て7月にお集まりいただいた中で、それぞれの地域の皆様の御理解のもと、もうそれぞれで進めていって仕方がないという結論をいただきましたので、その結論を経て、私ども姫治小学校等、要望に応じまして、地域回りを2回目とか保護者回りとかさせていただきました。そこから先、保護者の皆様、地域の皆

様の御決断が非常に早くなったということがございます。

確かに議員御指摘の補助金の締め切りという問題もあったかもしれませんが、それと同時に、私は途中途中いろんな御意見を聞いておりましたので、それほどに姫治小学校の学校としての実情が厳しかったのではないかと。そういった側面に私ども、もっと早く気づかなければいけなかったのではないかとという私も反省をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 私は私なりの思いをここで表明させていただきましたけれども、大変御苦労が執行部もあったというふうには思っております。

それで、さっき権藤課長から答弁がありましたバスの件ですね。はっきり聞きますけど、妹川と小塩がまたそうなった場合は、バスが3台ということになるという今の答弁やったですね。

○議長（榎川 正男君） それは全協で説明がありました。

○議員（7番 江藤 芳光君） 全協であったですかね。済みません、その記憶がなかったものですから。

それで、今、今度議会改革の中で、議会報告会の意見要望を執行部に出してこの回答をいただいています。なおこのことは重要だから、いま一つ具現化するための協議をしようということで今準備を進めています。その中の一つが、いわゆる中山間地はもとよりですけども、平地のほうでも、いわゆる買い物弱者の問題、いろいろ福祉の関係の高齢者あたりの交通の問題、どんどんそれが現実的になってきています。

それで、小学校の統廃合に限って姫治小学校が370万円の予算のバスを1台で御幸小学校に車庫をつくるということになると、固定的になると、あと不都合が生じるんじゃないかというのが今、私が質問しているところなんです。ならば、自治協議会にバスを置いて、地域の方、小学校、それから、保育園もあるかもしれません。そういう方々をやっぱり地域ごとのコミュニティー主体になってやるような考え方に自立していかないと、なかなかこれは限定していると難しい展開になっていくんじゃないかというふうに思いますもんですから、あえてこの場で議論をさせていただいているわけです。補正の中ですればいいんですけど、その辺は市長、いかがでございますか。その辺の発展的な考え方の中に、先を読んで、ここで車庫をつくってしまうと、もうそこ固定してしまう。3つが一緒に、当然私もなってほしいと思うんですよ。いろいろ皆さんも真剣な議論があっているんですけど、そうなった場合を想定すると、もっと発展的にバスの運用と地域の皆さんとの関係あたりを考えたほうがいいんじゃないかというふうに思います。この補正予算を通してしまうと、既成事実がそこででき上がってしまいますから、よかったらその考え方をお教えいただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、うきは市内にはデマンド交通、庁舎間バス、あるいはうきはバス、さらにはうきは市が大変な補助をしている西鉄バス、本当にさまざまな交通ルートがある中で、今、議員御指摘のように、姫治地区のみならず平たん地区についても高齢化が進んで、かつまた高齢ドライバーの免許証の自主返納等々も進んでおる中で、確かに今後のことを考えますと、買い物難民、生活難民等々、これは大きな課題であります。このうきは市全体を見据えた公共交通機関のあり方というのは本当に避けられない喫緊の課題だと、こういう認識をしております。

そういう中で、今回のスクールバスについても、そういう範疇でもっと横串を入れて地域のコミュニティに資するような柔軟な運用にもっともっと知恵を絞るべきではないかと、こういう御指摘だろうと思っていますので、そういう点はしっかり受けとめさせていただいて対応させていただきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、それぞれ意見が出ておりますが、私も正直言いまして、もともと新川小学校、今は姫治小学校になっておりますけれども、大変寂しい気がいたします。しかしながら、考えておかなければならないのは、PTAなり地域の方がこういったことに進めてほしいというふうに言われたということでございますから、私は大事なことは、その地域の方、そして一番大事なのは、子供さんが将来どうするかということを考えての判断だと思います。地域の方については本当に苦渋の判断であったというふうに思いますけれども、一番大事なことはそういうことですから、私は今、提案されておりますように、そういうことで進めていかないと、せっかく地域の方がそういうふうな判断をされて、また議会の中でそれがいかんというようなことになるわけがないわけですね。そうしないといけないと思いますので、今出ておりますようなことで私はいいいというふうに思いますので、今後は、地域の問題とかそういったものは、また改めて支援をしていくというふうなことでお願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これは、答弁は要らないですかね。（「要らない」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、もう来年3月いっぱい姫治小学校が廃校になります。ここにありますよね。で、今、うきはには妹川と、それから、新川田籠、小塩のほうは白土が辺地になっているわけですよ。だから、毎年辺地計画というのを出してありますが、この小学校がなくなると、辺地度合いはどのように変わってくるわけですか。この辺地度合いが、いわゆる非常に厳しくなるんじゃないかなと思うわけですよ。学校がなくなるからですよ。だから、

小塩が入らなかったのは、学校があり郵便局がある。こういうことから辺地に入らなかったんですね。だから、あれは白土辺地ということではあるわけですよ。その辺地がどうなるかということをお願いしたいと思います。

それから、もう一点は、山村留学というのを今までやってありましたが、山村留学については今後どうされるのかですね。このことについて、皆さん方どう考えているか知りませんが、条例の中に、これはうきは市姫治山村交流センターの設置及び管理に関する条例というのがあります。その第2条に、山村留学事業というのがまだ載っているわけですよ。これはそのまま載せておくのかどうかですね。これについてはどう考えられてあるのかですよ。条例に決まっているわけですよ。「第2条 山村留学事業、青少年健全育成及び地域コミュニティ活動の充実を図るため、施設を設置する。」ということです。この施設はうきは市姫治山村交流センターということ。それからまた、これ、管理とか職員、利用時間とかいろいろ条例で決められています。山村留学はそのまま残すのかどうかということです。これについて回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 山村留学についての御指摘でございます。

山村留学につきましても廃止の方向でいっております。議員御指摘の条例等につきましては、3月議会のほうで提案させていただこうと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 辺地は。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 辺地の件でございます。辺地につきましては、学校とかも確かに点数に影響しているかと思っております。学校がなくなれば通う距離が長くなりますので、必然的に辺地の点数は上がってくるかと思っておりますので、また詳細どのくらい上がるかというのは今のところわかりませんが、学校がなくなれば辺地の点数は上がってくるかというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 姫治小学校は統合すること、決まりましたが、7番議員からも出ていましたが、私も3校同時というのが希望でありました。しかし、姫治が先行型でやったわけですが、姫治地区もですが、妹川、小塩、丁寧な説明と了解を得る上でやっているという市長、全協あたりでずっと言っています。教育長もそういうことを何回も言ったと思いますが、地域の人たちが統合問題、一口も口にせんとですよ。これ何でじゃろうかと思っております。こっちから投げかけても、そういうとは関係ねえばいということですよ。そいけん、どこでどういう丁寧な説明をやっておるのかと。ただ関係者、PTAとか地区の自治協議会か、その幹部あたりの間で説明をただやっているだけなのか。地域の人たちにとっては、そこで学んできたというあれがあり

ますね。しかし、そういう自分たちの思い出の学校がなくなるのに、もう無関心ですよ。どういう丁寧な説明とか、そういうとをどこでやっているのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 説明につきましては、保護者だけではなく、近い将来保護者になられる子供さんをお持ちの方も対象にいたしております。また、地域につきましても、自治協議会等に御協力いただきまして、地域全体に呼びかけていただいております。そういった中で、お見えいただきまして、説明をさせていただいております。また、必要に応じて複数回行かせていただいております。新川、あるいは田籠別にとか、そういった形でもやらせていただいておりますのでございます。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） それだけ教育長あたり頑張っておられるのであれば、話題になってもいいと私は感じます。ところが先ほど言ったように無関心ですよ。何でやろうかち、この疑問はまだ解消しませんが、あと残った妹川、小塩ですね。確かに地域振興をしっかりやっていただいて、ぜひ早目に統合問題、解決していただきたいと思います。そうせんと、余り年数を置いたら、やっぱり今の流れとしては、1校姫治ができたけんで、あとはなし崩しで行くとやなかろうかという期待感を執行部が持たれているのであれば、それは大きな間違いだと思いますので、その辺をしっかりやっていただきたいと思いますが、どげんでしょうか。市長がいいかな。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいていますように、今回の大きな視点は、平成32年4月1日から始まります新しい学習指導要領にどう対応させるか。その中で特に急がれるのは、複式学級の解消をしないと、中野議員も御指摘あるように、将来に大きく禍根を残すのではないかと、そういう危機感から説明をさせていただいております。したがって、なし崩しではなくて、32年4月1日をしっかりと頭に入れて、理解をいただくべく、しっかりとした説明を今もやらせていただいているんですが、引き続きやらせていただきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。はい、副市長。

○副市長（今村 一郎君） 市長の発言の後にまことに恐縮なんですけれども、市長から今、特命をいただいております、いわゆる地域振興策、地域から小学校がなくなるというのは本当に寂しいことではございます。しかし、逆に言いますと、そういったすばらしい施設が残る、あるということをしっかり活用して、これでこの地域が終わりできびれていくという考え方じゃなくて、これから新たなまちづくりといいますか、地域づくり、新たな発展というのを目指してまた取り組んでいかなくちゃいけないというふうに考えて、今、関係課といろいろ協議をしているところ



でございます。

また、こういった地域は日本各地に先例ございますので、そういったところの先例地とかも参考にしながら、最もいい形でやっていきたいと。今回、新川田籠と妹川と小塩、それぞれ特色ありますので、それぞれの特色を生かした形でやっていきたいというのが一つでございます。

それから、バスの話がございましたけれども、今回は御幸小学校の横に車庫をつくるということですが、本来であれば自治協議会の中で活用していただいたほうが一番密度の高い使用ができるんじゃないかと思います。スクールバスは、朝1便と、今お聞きしているところでは夕方2回に分けて上がるということですが、その間はずっととまったままで、非常にもったいないということでございまして、下のほうに車庫をつくっていただければ、あいた時間は市内でいろんな地域公共交通の不十分なところをいろいろ検討しながら、いわゆるデマンドであるとか、そういった形で交通網を補完していくような形で運用できないか。

これが先ほど学校教育課長からもありましたように、それぞれの学校にとりますと、3台の車があそこに昼間ずっととまったままということでは、やっぱり非常にもったいないというのがありますので、そういうことも含めて、そういった有効活用、地域の公共交通網、先ほど市長がおっしゃいましたように、免許証返納で買い物弱者になられる方、病院とか手続に行かれる方いらっしゃると思いますので、そういったのを何とか埋めていられないかということも含めて、これからスピード感を持ってやっていきたいというふうに考えております。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第93号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。1番、岩淵議員。反対討論を許します。

○議員（1番 岩淵 和明君） 反対する立場から討論させていただきます。

先ほどの質疑でも述べさせていただいておりますけれども、3点あります。

一つは、うきは市が進める今回の山3校、全体として新学習指導要領実施までにということで期限を区切っている。少人数だからということを利用して廃止する。日程を決めて進めているというふうに強く感じています。それが1点目。

それから、2点目は、議論の中心自体が先ほど言いましたように、行政改革あるいは公共施設

等管理計画に計画されているということを前提にして、先ほども言いましたけれども、教育的観点からの議論が十分ではないというふうに思っております。

3点目は、今回提案されている、削除される学校地域については、先ほども言いましたように、伝建地域であり、文化的景観の指定の申請をする予定の地域でもあります。人口減少対策、それから、保存継承が必要な地域でもあります。そういう意味では、うきは市が進めている移住促進や、あるいは回帰施策、先ほど市長が答弁されておりましたけれども、そういったことの関係で、地域における学校の存在は非常に大きなものだというふうに思っています。移住を進める場合に大きな判断材料にもなるだろうというふうに思っています。

今回の提案は、地域住民からの意向が示された、それに基づく判断だというふうに理解しており、それを尊重することは当然のことだというふうに思っておりますけれども、うきは市が総合的な判断として行うにはまだ不十分だという認識をいたします。そういう点から、反対させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） この議案第93号に関しましては、条例の改正に対する議案でございますから、これに対しては十分なされているかと思えます。

それと、もう一つ、これになるに当たりましては、地元意見の実が十分熟してやっているということですね。

それから、先ほどから反対討論の岩淵議員からもありましたが、これは地域振興の問題であるし、これはまた別の問題で、これからまだやるべきこともいろいろあると思うんですよね。その辺を解決すれば十分ですから、この議案第93号については賛成いたしたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） じゃ、賛成討論の方。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 反対がないけど、賛成でいいということですので。

岩淵議員が言われた反対の意見の総合的に市の方針がきちんとなっていないということは、ある程度理解はします。しかし、この学校統廃合の一番の問題は、子供たちがどう考えているのか、どう今後育つべきか、そういったことを考えていくのが一番学校の統廃合の重要な点だと思います。そういう点から考えましても、地域の懇談会においても、地域からも非常に、もう子供を合併して、そして大人数の中で育ててくれというような地域の希望もありました。それほど地域も子供に対する不安を抱えていたということを考えてときに、やっぱり子供を主体に考えるならば、早く下におろすべきであった。一つ欠点と言うならば、この取り組みが遅かったことがこういう今回の疑問点になっていると思えます。

よそのことであれですが、杷木はもっと十何名子供がいる中から検討を始めています。新川は5名ということで、それだけやっぱり緊迫感が地域にある。そういうことを考えたときには、やっぱり子供のこと、それから、地域のことを考えて合併すべきである。そして、今後のことについては、先ほど出ましたように、十分地域の活性化、そういうことと、それから、市の今後の方向性というのは熟慮していくべきだと思いますので、この条例案については賛成すべきと考えます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで討論を終わります。

本案は起立による採決をします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（櫛川 正男君） 起立多数でございますので、したがって、議案第93号は可決することに決しました。

---

#### 日程第16. 陳情の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第16、陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす12月9日から12月10日までは休会とし、12月11日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時57分散会

---